

総務教育常任委員会資料

(令和2年2月26日)

【件名】

- ・令和元年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について（教育総務課） 1
- ・「鳥取県学力向上推進プラン」の策定について（小中学校課） 9
- ・これからの時代における本県の特別支援教育の在り方に係る諮問について
(特別支援教育課) 28
- ・令和新時代の本県高等学校教育の在り方に係る諮問について（高等学校課） 32
- ・「第3回今後の高校教育の在り方を検討する会」の開催結果について（高等学校課） 38
- ・虐待対応マニュアルの策定及び行政説明会について
(いじめ・不登校総合対策センター) 39
- ・令和元年度いじめ・不登校対策本部会議について
(いじめ・不登校総合対策センター) 40
- ・鳥取県立美術館整備運営事業に係る審査結果等について（博物館） 54

教育委員会



令和元年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和2年2月26日
総合教育総務課
推進課

本年度2回目の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時・出席者等

- (1) 日 時 令和2年2月10日(月) 午後1時から3時まで
(2) 場 所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

2 出席者 知事、教育委員会(教育長、教育委員)、有識者委員 <有識者委員>

氏名	所属	氏名	所属
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表	福壽 みどり	前 鳥取県PTA協議会会長
大羽 沢子	鳥取大学医学附属病院ワークライフバランス支援センター 特任助教	松本 篤己	学校法人湯梨浜学園 湯梨浜学園中学校・高等学校 校長
坂口 瑞穂	八頭町教育委員会 スクールソーシャルワーカー	馬渕 牧子	Fitness Ja~んぐる 専属トレーナー

3 概要

(1) 意見交換

以下アヘイのテーマについて、総合教育推進課、教育委員会の説明後に意見交換を行った。

ア 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について [資料1]

イ 学力向上施策(「鳥取県学力向上推進プラン」(案)等)の推進について [資料2]

<ア・イに対する有識者委員の主な意見>

○県立高等学校の在り方について

- ・国際バカロレアや地域等が連携した取り組みを積極的にやっていただきたい。特化した科をどんどん作つていったら良いのではないか。生徒が少なくなる中で、色々なテーマを持ち、地域でできる教育をやっていく必要があるのではないか。

○学力向上対策について

- ・教育委員会が学校に出向き、管理職の先生方に対する別の視点での指導助言を行うなど、教育委員会と学校の管理職がワンチームとなって授業改善に取り組む姿勢が良い。
- ・中学校に上がる前の段階の家庭の中で、身の周りにある色々な現象から対話し、一緒に考えていく経験が大切である。
- ・中学校教員の英語力の状況を見て愕然としている。この先生たちがオールイングリッシュの授業をするのかと思うと心配な気持ちが強くなった。

○ICT教育の推進について

- ・ICTの教材ソフトも色々なソフトが出てきているため、検討し、使いやすい形で活用してほしい。
- ・ICTが入ることで学校が益々忙しくなるということでは困る。教員自身も、どれくらいICTを活用しているかということが大事になってくる。ICTを教える教員に対して、ICTの便利さや良さを自身も体感してもらう場を作る必要がある。そうすることで、子どもたちにICTの良さをより具体的に教えることができる。

○体力づくりについて

- ・子どもたちが日常的に運動する機会が減ってきていると感じている。県で以前、「ワンミニッツ・エクササイズ」運動を考案されたが、それをぜひ活用して欲しい。子どもたちに日常的に取り組ませることでリフレッシュが図られ、学習意欲にも繋がっていくと考える。
- ・最近はスマホ子育てが非常に多く、乳幼児期の運動の機会が失われている。神経系は、6歳までに90%が発達すると言われており、乳幼児期の運動は非常に大切で、小学校の運動能力の向上にも繋がっていくと考える。
- ・小学校の体育等で行われているストレッチ指導が間違っていることがある。将来的にトップアスリートを目指す子どもたちもいると思うので、小学校の時期からきちんとした運動を教えられる人材育成も大切である。
- ・保護者や教員に対する正しい運動の知識の研修も必要である。

○安全・安心に学べる教育環境づくりについて

- ・早い段階でスクールソーシャルワーカー等専門職と学校が連携し、色々な専門機関を巻き込みながらアウトリーチしていくことが必要である。専門職による早期支援は、同時に教員が子どもの指導に専念できる環境を整えることにも繋がり、役割分担することで、教員の多忙解消、負担軽減にも繋がる。
- ・学校とソーシャルワーカー等連携した支援の充実のため、専門職の雇用形態の安定やスキルアップの研修会の拡充をお願いしたい。
- ・愛着は身近な大人でも形成できると言われている。地域の方、学校の先生、学習支援のボランティアの方等、「子どもの心の安定基地」を家以外の場所でも増やしていくことも大切である。
- ・学力向上の土台として、安定した家庭環境が必要である。教員が十分な指導力を発揮するためにも、家庭支援を同時に行っていかないと成果が出ないと感じている。家庭を支援する貧困対策、学校を助ける専門職の活用を行い、困っている家庭に寄り添い支援し続ける体制を確保する必要がある。
- ・フリースクールに通う児童生徒への通所費用支援や高校生への通学費助成については、どの子にも学びの機会を与えることにつながり、大変喜ばしい制度である。

○家庭教育の充実について

- ・家庭での学習時間を確保させることができ、家庭教育かというとそうではないと思う。家庭教育に何を求めているのか。「家庭教育の充実」について、大綱に具体的な内容を記載していただきたい。

<ア・イに対する教育委員の主な意見>

○ICT教育の推進について

- ・ICTの活用について、教員がどれだけ対応できるのか不安なところはある。ICTを活用し、一人一人の子どもたちに沿った学びを提供できるようにしていかなければならない。
- ・中山間地の学校は、光回線が来ていない学校もあるため、通信環境を確保できるようにしていかなければならない。
- ・働き方改革に位置付け、しっかりと取組をすすめていかなければならない。

○安全・安心に学べる教育環境づくりについて

- ・市町村と連携し、中学校において、教室での生活になじめない児童生徒に対する校内フリースクールの取組を、来年度以降始めようとしている。鳥取県の新しい取り組みとして注目していただきたい。
- ・発達障がい、不登校、特別支援等、子どもの困り感を中心にチームで対応し、解決していくバックアップ体制を知事部局と連携して整えていきたい。

○ふるさとキャリア教育について

- ・キャリア・パスポートを導入することで、小学校から自分のキャリアに関する記録を積み重ねができる。これをどのように活用していくべきか、それを検証していく必要がある。

(2) 知事総括

<ICT教育の推進について>

- ・GIGAスクールについては、進め方がこれから試されていると思う。地域性があり、それぞれの学校現場にあったモデル作りを進めていかないといけない。中山間地は、通信事情の問題もあり、これに5Gを組み合わせていくこともあり得る。教育委員会と学校の中だけではなく、地域のSociety 5.0の全体像との兼ね合いも出てくる。

<英語教育の推進について>

- ・小学校で本格的に始まるので、県教委全体で引っ張っていく大事な時期だと考える。専科教員の加配等、制度上の仕組みはできているので活用していただきたい。教員の英語力について、高校の先生は伸びてきているのに、なぜ高校の生徒の成績は落ちているのか。その辺に問題意識を持って授業に結びつけていくことが大切である。高校の先生が中学校に出かけたり、小学校まで含めて指導する等鳥取県らしいやり方があるのではないか。英語教育が小学校から始まるので、知事部局としては応援し、人材も活用できるようバックアップしていきたい。

<県立高校の魅力化について>

- ・高校の国際バカロレア教育の取組は、一石を投じることになると思う。今まで高校の魅力化といつてもなかなか生徒の増加には繋がっていない。一度原点に立ち返り、高校の存続、学級数の問題等議論を進めていきたい。

4 今後の予定

大綱については、今回の総合教育会議等での意見を基に、必要な修正を行い、3月末までに改定を行う。

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について（案）

令和2年2月10日
総合教育推進課

主な新規ポイント

➤ 県立高等学校の魅力化推進 [第二編 1-①]

- ・令和8年度以降の県立高等学校の在り方検討
- ・国際バカロレア教育導入に向けた検討

県立高等学校の在り方検討

各校が取り組むべき重点事項を定め、学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施や、国際バカロレア教育の導入検討など、教育委員会・各校・地域が連携して全国からも注目されるような県立高等学校の魅力化や特色づくりに取り組み、生徒・保護者が「行きたい、行かせたい」、また地域からも支援される学校づくりを進めます。

併せて、県立高校の県内外への情報発信の充実、大都市圏での県外生徒の募集活動、受入環境の整備など、県外から生徒を受け入れるための取組を推進します。

また、これまで「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成31年度～令和7年度）」（平成28年策定）に従って生徒数の減少に対応してきましたが、今後も続く児童生徒数の減少等を見据え、教育審議会に諮問した令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、新たな学科の設置などを含め、子どもの未来を拓く特色ある学校づくりに向けた抜本的な検討を進めます。

➤ 学力向上対策 [第二編 1-④]

- ・「鳥取県学力向上推進プラン」の作成
- ・鳥取県独自の学力・学習状況調査の実施

学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査から明らかになった学力課題の解決に向けて、「鳥取県学力向上推進プラン」を策定し、戦略的、短期・中長期的な視点から、学校への訪問指導や授業改善の推進に向けた重点項目の徹底などの学力向上施策を実施します。

また、圏域ごとの学力課題解決に向けて、市町村教育委員会と連携して、知識や技能等を実生活の様々な場面で活用する力の向上に向けた授業改善や小学校算数単元到達度評価問題の実施、教員対象の研修会の実施などに取り組み、その成果を全県に普及します。

加えて、特に本県の課題である算数・数学の学力向上に向け、全国学力・学習状況調査の分析に基づいた授業改善や学校へのアドバイザー派遣など、教員の授業力向上に取り組むとともに、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況を把握し、教育施策の検証や授業改善の推進に生かすために、新たに鳥取県独自の学力・学習状況調査を実施します。

➤ Society5.0の時代を担う子どもたちの育成 [第二編 1-⑤]

- ・GIGAスクールの実現に向けた取組

ICT活用教育の推進

Society5.0時代を担う子どもたちのために、国の「GIGAスクール構想」実現に向けた支援事業を活用し、特に義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人へのパソコン整備を目指すとともに、小・中・高・特別支援学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）を整備します。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、学びの充実、学び直し、個別学習、協働学習など学びの場面に応じた効果的なICT活用教育を推進するため、教員研修や学校教育支援サイト等により、すべての教員のICT活用指導力の向上に努めます。

さらに、新学習指導要領の順次全面実施に伴い、小学校におけるプログラミング教育の充実を図るために、研究授業や実践事例の情報発信を行なながら、論理的思考力の育成に向けたプログラミング教育を推進します。

➤ 新学習指導要領の順次全面実施に向けた取組

◎小学校英語の教科化〔第二編 1-⑦〕

- ・「小・中・高一貫した学び」を重視した英語教育の推進
- ・小学校の英語専科教員の活用

グローバル化に対応した英語教育の推進

新学習指導要領の順次全面実施に対応するとともに、児童が英語により慣れ親しみ、生徒の英語による発信力やコミュニケーション能力の強化を図るため、「小・中・高一貫した学び」を重視した英語教育を推進します。

また、小学校英語専科加配教員の活用や外部講師による実践的な指導法研修などの取組により、教員の指導力向上を図ります。

加えて、中・高等学校において、外部試験を活用し、生徒の英語力定着度の把握や、より効果的な指導方法を分析し普及させることで、生徒の英語力の強化を図ります。

さらに、児童生徒の異文化の多様性を理解し、尊重する姿勢・態度を育成し、英語によるコミュニケーション能力を高めるため、海外留学・海外体験への支援、海外高等教育機関と連携した取組や、英語キャンプの活動などを通じて実践的な英語使用の機会の充実や創出に努めます。

◎プログラミング教育の必須化〔第二編 1-⑤〕

- ・研究授業や実践事例の情報発信の実施

ICT活用教育の推進

Society5.0 時代を担う子どもたちのために、国の「GIGAスクール構想」実現に向けた支援事業を活用し、特に義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人へのパソコン整備を目指すとともに、小・中・高・特別支援学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）を整備します。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、学びの充実、学び直し、個別学習、協働学習など学びの場面に応じた効果的なICT活用教育を推進するため、教員研修や学校教育支援サイト等により、すべての教員のICT活用指導力の向上に努めます。

さらに、新学習指導要領の順次全面実施に伴い、小学校におけるプログラミング教育の充実を図るために、研究授業や実践事例の情報発信を行いながら、論理的思考力の育成に向けたプログラミング教育を推進します。

◎キャリア・パスポートの導入によるふるさとキャリア教育の推進〔第二編 2-②〕

ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人財の育成のため、「美しい星空をはじめとした豊かな自然に触れる機会」や「地域の大人と語り合い多様な価値観に触れる機会」を提供し、ふるさとの良さを感じる体験活動の充実を図るとともに、PTA総会等でのセミナーや教員、保護者を対象とした県内企業見学会の実施、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話等、幼稚期から高等学校までの各段階に応じたふるさとキャリア教育を取り組みます。

新たに、小学校から高等学校を通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を導入し、その効果的な活用方法について研究・実践するとともに、教員へのふるさとキャリア教育の研修を実施するなど、小学校から高等学校までの系統的なふるさとキャリア教育に取り組みます。

また、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターンシップに取り組むなど、農林水産分野における本県の将来を担う若き担い手を育成します。

併せて、令和元年度に策定した「鳥取県文化財保存活用大綱」を踏まえて、文化財の活用を促進するため、無形文化財保持者の指導による伝統文化の体験やむきばんだ史跡公園等における古代体験を通じ、いにしえの人々の暮らしづくりを知る機会の提供をつくるなどふるさとキャリア教育を実践します。

➤ いじめ・不登校対策【第二編 3-①】・【第二編 3-②】・【第二編 3-③】

- ・高等学校中途退学者等の支援体制構築
- ・児童虐待対応マニュアルによる体制整備
- ・教室以外の学習機会の確保
- ・「不登校支援のための背景把握シート」を活用した取組
- ・フリースクールに通う児童生徒への通所支援

いじめ防止等への取組の充実

SNS等を活用したいじめの通報・相談システムの活用など、いじめの早期発見・未然防止の取組を進めるとともに、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ・不登校対策に関する機関・団体の連携を図ります。

また、学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムを普及し、現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育にも取り組みます。

そして、市町村教育委員会や各学校において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるようするため、令和元年度に策定した「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の向上を図ります。

さらに、高等学校不登校生徒、中学校卒業者及び高等学校中途退学者で進学や就労していない者の学校復帰、就労等を促進するため、教育支援センターにおいて、市町村や医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）型も含めた支援を行うとともに、中学校卒業時や高等学校等中途退学時に進路が決まっていない者については、保護者の同意の下、市町村と情報共有化を図り、学校教育からの切れ目のない支援が行き届く体制を構築します。

児童虐待については、令和元年度に策定した「虐待対応マニュアル」を活用し、学校における対応力の強化を図ります。

安心して学べる学校教育の推進

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、学校や関係機関等が有するノウハウの共有等により、教職員の対応力の向上に取り組みます。

また、貧困等複雑な背景のある子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進めるとともに、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組むなど不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化や、教室での学習や集団での生活になじめない児童生徒に対する校内における教室以外の学習機会の場及び安心して過ごせる居場所の確保、子どもの自己肯定感の醸成に係る取組などを進めます。

併せて、学校の組織体制を強化するとともに、「不登校支援のための背景把握シート」を活用することで、不登校の要因・背景を見取り、専門家や関係機関等と連携し、一人一人の児童生徒の実態に応じた支援に取り組みます。

さらに、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の構築などを進め、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

多様な学びの機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等に対して、地域未来塾など学習環境を整備する市町村を支援します。

また、不登校児童生徒に対する学びの機会の確保に向けて、ICTを活用した自宅学習支援のさらなる取り組みの充実を図ります。

併せて、「フリースクール」への運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用支援、夜間中学等の設置に関する調査研究を踏まえた対応策の検討など、不登校等の児童生徒に対する多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

▶ 働き方改革〔第二編 3-⑥〕

- ・「教職員の勤務時間の上限に関する方針」の遵守に向けた取組の推進

学校における働き方改革

教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、労働関係法令に加え、公立学校に関する「教職員の勤務時間の上限に関する方針」の遵守に向けた取組を推進するとともに、会議運営の効率化や校務分掌の再編などの各学校における学校業務カイゼン活動の実施と、授業準備等をサポートするスタッフや部活動指導員の増員、部活動休養日の適切な設定、校務支援システムの活用等により、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進します。

また、私立学校における、教員の負担軽減のため、多様な専門スタッフや外部人材活用等を推進します。

▶ 本県の新たな取組への対応

- ・アプリを活用した県内の就職情報等の配信〔第二編 2-⑥〕

県内企業情報の確実な提供

Uターン就職を視野に入れた幅広い職業選択ができるよう、鳥取県内の就職に関する情報及び地域との関わりを継続するための情報を提供するスマートフォンアプリを開発し、高等学校卒業前に生徒・保護者等にアプリへの登録を促進するとともに、WEBサイト「とっとり就活ナビ（とりナビ）」や保護者に向けた情報発送を通じ、鳥取県の魅力ある企業情報を発信します。

- ・通学費支援の推進〔第二編 3-⑭〕

通学費支援の推進

県内高校等に遠距離通学する生徒の通学費用を負担する市町村を支援し、子育て世帯の経済的負担軽減及び子どもたちが希望する学びを諦めることがないよう支援を行います。

学力向上施策の推進について

令和2年2月10日
小中学校課

【今後の学力向上施策のポイント】

全国学力・学習状況調査で明らかになった学力課題の解決に向けて、今年度までに取り組んでいる学力向上施策をさらに拡充・発展させるために、「鳥取県学力向上推進プラン」の策定を進めているところ。（令和2年3月策定予定）

来年度は本プランに基づき、戦略的、短期・中長期的な視点から、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となった学力向上施策を進め、児童生徒の学力向上を図ることとしています。

1 鳥取県学力向上推進プランについて

- 平成19年度からの全国学力・学習状況調査結果の推移、児童生徒質問紙調査の結果等の分析から明らかとなった課題の解消に向けて、県教委と市町村教委が連携し、学力向上施策を総合的に推進していくためのプランとする。
- 令和2年度から令和5年度までの学力向上施策を推進していくためのプランとし、取組状況について県教委や市町村教委で情報を共有するとともに、令和2年度以降も学力向上推進プロジェクトチーム（PT）を継続設置し、PDCAサイクルを回しながら、プランの進捗状況を随時点検、検証、改善していく。

【プランの目的】

学力向上推進PT・WG会議での意見を踏まえ、鳥取県の「教育に関する大綱」、「鳥取県教育振興基本計画」をもとに学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」を策定し、学力向上の取組を推進する。

【目指す姿（目標）】

- ◇子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着
- ◇子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり

【課題】

- ◇管理職には日々の授業や教育活動を観察し、適宜フィードバックを行ったり教員が相互に学び合い成長を促す仕組みを構築したりするマネジメント能力の向上が求められる。
- ◇全国学力調査の対象である小学校6年生、中学校3年生のみならず、幅広い学年の児童生徒の学力や学習に関する取組状況について、客観的なデータを把握し、それに基づいた教育施策や個に応じた指導の工夫改善を図ることが必要である。
- ◇「算数・数学の勉強が好き」「算数・数学の授業内容がよくわかる」と回答した児童生徒の割合が全国平均を大きく下回っていることから、児童生徒の学習に対する関心意欲を高める働きかけや、子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくりに課題がある。
- ◇ベテランの教員から若い世代への優れた指導技術や研究結果などを継承、発展する仕組みづくりが求められるなど、人材育成に課題がある。

【取組の柱・内容】

- I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化
 - ①指導主事及び管理主事等による学校訪問の見直し
 - ②管理職を対象とした教職員研修の実施
- II 教員の意識改革、授業改善の推進
 - ①児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況の把握
 - ②全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりの推進
 - ③授業改善の推進に向けた支援
- III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成
 - ①エキスパート教員による指導技術の普及
 - ②教員の同僚性の構築
 - ③若手教員の育成
- IV 県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化
 - ①教育委員会の指導主事の学校訪問の体制強化
 - ②市町村教育委員会の指導主事対象の研修会の充実

※取組内容については令和2年度予算要求中の内容を含む。

【プラン策定までのスケジュール】

- ・令和2年2月・・・第3回学力向上推進PT会議（2/4）に最終案を提示。2月末までに決定。
- ・令和2年3月・・・全市町村教委及び学校へ周知し、校長会等で内容を説明

2 来年度の学力向上施策について（「学力向上総合対策推進事業」概要：予算要求検討内容）

区分	内容
(新) 授業改善に向けたPDCAサイクルの構築	これまでの全国学力・学習状況調査では測れなかった、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況を詳細に把握することにより、継続的なR(リサーチ)-PDCAサイクルの確立と徹底を図り、学校における学習指導の充実や授業改善に役立て、本県全ての児童生徒の学力向上を推進するため、県独自の「とっとり学力・学習状況調査」を実施する。 →R2：独自の学力テストを未実施の市町村で試行的に実施。（小4～6） R3以降は、対象学年を増やすとともに、全県での実施を予定。
全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりの推進	△全国学力調査の問題を単元ごとに整理した活用問題集を作成・活用し、授業改善の徹底を図る。 △各単元末で到達度を確認するための単元到達度評価問題を作成・実施し、指導と評価の一體化やPDCAサイクルを確立した校内指導体制を強化
授業改善の推進に向けた支援	△秋田県の教育専門監を招聘した示範授業を実施し、「とっとりの授業改革【10の視点】重点項目」の徹底による授業改善を推進 △中学校数学データベースを継続して実施するとともに、その活用事例を発信することにより更なる効果的な活用を促進 △学力向上重点校にスーパーバイザーを派遣し、年間を通して継続的に学校を支援 △山陰教師教育コソーシアムの連携を基に、島根大学と共同で授業づくりや研究体制の構築等の研究を進める。
家庭学習の充実に向けた支援	令和元年度に作成した「家庭学習の取組に係る実践事例集」をもとに家庭学習の質を向上させる取組を進める学校へ講師を派遣
学力向上に関する研修会	文部科学省の学力調査官や大学教授等を招聘し、学力向上に関する教職員対象の研修会を実施
教員の同僚性の構築、若手教員の育成	△若手教員の指導力向上を図るため、先進地（校）に連続5日間程度教員を派遣 △学力向上重点校の若手教員を先進校視察に派遣
県教委の指導体制見直し、地教委との連携強化	△学力向上推進PTを継続し、学力向上施策の進捗状況を定期的に検証 △市町村教育委員会の指導主事を対象とした研修会を実施

【その他】指導主事及び管理主事等による学校訪問を見直し、学校訪問記録シート等を活用した学校経営に係る継続的な指導助言を実施

「鳥取県学力向上推進プラン」の策定について

令和2年2月26日
小中学校課

全国学力・学習状況調査で明らかになった学力課題の解決に向けて、今年度までに取り組んでいる学力向上施策をさらに拡充、発展させるために、「鳥取県学力向上推進プラン」の策定を進めています。（令和2年3月策定予定）

来年度は本プランに基づき、戦略的、短期・中長期的な視点から、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となった学力向上施策を進め、児童生徒の学力向上を図ることとしています。

【鳥取県学力向上推進プランについて】

- 平成19年度からの全国学力・学習状況調査結果の推移、児童生徒質問紙調査の結果等の分析から明らかとなった課題の解消に向けて、県教委と市町村教委が連携し、学力向上施策を総合的に推進していくためのプランとする。
- 令和2年度から令和5年度までの学力向上施策を推進していくためのプランとし、取組状況について県教委や市町村教委で情報を共有するとともに、令和2年度以降も学力向上推進プロジェクトチーム（PT）を継続設置し、PDCAサイクルを回しながら、プランの進捗状況を隨時点検、検証、改善していく。

【プランの目的】

学力向上推進PT・WG会議での意見を踏まえ、鳥取県の「教育に関する大綱」、「鳥取県教育振興基本計画」をもとに学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」を策定し、学力向上の取組を推進する。

【目指す姿（目標）】

- ◇子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着
- ◇子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり

【課題】

- ◇児童生徒の学習に対する関心意欲を高める働きかけや、子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくりに課題がある。
- ◇新学習指導要領を意識した各教科の見方や考え方を働かせて思考する「深い学び」を意識した授業づくりに課題がある。
- ◇ベテランの教員から若い世代への優れた指導技術や研究結果などを継承、発展する仕組みづくりが求められるなど、人材育成に課題がある。
- ◇管理職には日々の授業や教育活動を観察し、適宜フィードバックを行ったり教員が相互に学び合い成長を促す仕組みを構築したりするマネジメント能力の向上が求められる。
- ◇全国学力調査の対象である小学校6年生、中学校3年生のみならず、幅広い学年の児童生徒の学力や学習に関する取組状況について、客観的なデータを把握し、それに基づいた教育施策や個に応じた指導の工夫改善を図ることが必要である。

【取組の柱・内容】

- I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化
 - ①指導主事及び管理主事等による学校訪問の見直し
 - ②管理職を対象とした教職員研修の実施
- II 教員の意識改革、授業改善の推進
 - ①とっとり学力・学習状況調査の実施
 - ②全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりの推進
 - ③授業改善の推進に向けた支援
- III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成
 - ①エキスパート教員による指導技術の普及
 - ②教員の同僚性の構築
 - ③若手教員の育成
- IV 県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化
 - ①教育委員会の指導主事の学校訪問の体制強化
 - ②市町村教育委員会の指導主事対象の研修会の充実

【今後のスケジュール】

- ・令和2年3月・・・全市町村教委及び学校へ周知し、校長会等で内容を説明



鳥取県学力向上推進プラン

(案)

令和2年3月

鳥取県教育委員会

はじめに

「自立した 心豊かな 人づくり」を本県が目指す教育の基本理念として掲げてから10年、人工知能や情報技術の発展による Society5.0 と言われる「超スマート社会」の到来により、人々の生活は大きく変わりつつあります。また、グローバル化の更なる進展により、国際社会は人口問題、自然災害、民族紛争等、当事国だけでは解決できない課題に直面しています。

このような変化が激しく複雑な社会を生きる子どもたちには、「知識や情報、技術、言語を活用する力」、「他者と協働・対話しながら課題を解決する力」、「展望や目的を持ち、計画的、自律的に活動する力」等、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力、すなわち「生きる力」が求められます。

こうした子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成29年3月に告示された学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を明確にし、教育課程や学習の質的向上を図りながら、自他を尊重する精神を養い、学びを人生や社会と関係付けながら「生きる力」を育むことを求めており、いよいよ令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施となります。

本県としても、鳥取県の未来を担う子どもたちが、これから変化が激しい予測困難な社会にあっても、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、判断して行動し、明るい未来を創ることができるよう、新学習指導要領の全面実施に向けて教育施策を推進しているところです。

この度県教育委員会では、学力向上推進プロジェクトチーム会議での意見を踏まえ、鳥取県の「教育に関する大綱」および「鳥取県教育振興基本計画」をもとに、学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な施策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」を策定しました。

本プランでは、平成19年度からの全国学力・学習状況調査結果推移、児童質問紙調査の結果等の分析から本県の課題を明らかにするとともに、学力向上に向けて目指す姿を「子どもたち一人ひとりの関心意欲の向上と確かな学力の定着」「子どもたちが『分かった』『できた』を実感できる授業づくり」とし、取組の柱として、「I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化」「II 教員の意識改革、授業改善の推進」「III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成」「IV 県教育委員会の指導体制の見直し、市町村教育委員会等との連携強化」の4点を示しています。

本県の子どもたちの教育に携わる全ての方々が目指す姿を共有するとともに、各市町村（学校組合）教育委員会や学校で取り組んでいる教育施策や学習指導がどのように学力向上につながっていくかをより明確にすることで、それぞれの取組の質の向上を目指しております。

各市町村（学校組合）教育委員会、学校においても本プランの内容を踏まえ、「教育立県とっとり」を目指して学力向上施策の一層の充実に結び付けていただくようお願いします。そして、県内における学力向上施策の広がりと深まりにより、児童生徒一人一人の学びの充実が一層図られ、予測困難な社会をたくましく生きる力が育まれることを願っております。

令和2年3月

鳥取県教育委員会

教育長 山本 仁志

目 次

はじめに	1
鳥取県学力向上推進プランの概要	3
1 本県の児童生徒の学力の現状と課題	
(1) 県教育委員会のこれまでの取組	4
(2) 学力向上推進プロジェクトチーム（PT）会議で議論された内容	4
(3) 全国学力・学習状況調査結果の推移から見えた課題	4
2 学力向上に向けた取組の方向性（柱）	
(1) 目標（目指す姿）	8
(2) 取組の期間	8
(3) 取組の柱	8
(4) 数値目標	9
3 具体的な取組	
(1) 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化	10
(2) 教員の意識改革、授業改善の推進	10
(3) 教員の同僚性の構築、若手教員の育成	11
(4) 県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化	12
4 学力向上推進プランの推進体制	
(1) 学力向上推進プロジェクトチームによる取組の推進	13
(2) 今後の推進体制の強化	13
(参考) 鳥取県教育振興基本計画における学力向上施策の位置づけ	14

鳥取県学力向上推進プランの概要

平成19年度以降の全国学力・学習状況調査結果の推移、児童生徒質問紙調査の結果等の分析から明らかとなつた課題の解消に向けて、県教育委員会と市町村(学校組合)教育委員会が連携し、学力向上施策を総合的に推進していくためのプランとする。

なお、本プランは令和2年度から令和5年度までの学力向上施策を推進していくためのプランとし、取組状況について県教育委員会や市町村(学校組合)教育委員会で情報を共有するとともに、令和2年度以降も学力向上推進プロジェクトチームを継続設置し、PDCAサイクルを回しながら、プランの進捗状況を隨時点検、検証、改善していく。

目的

学力向上推進PT・WG会議での意見を踏まえ、鳥取県の「教育に関する大綱」、鳥取県教育振興基本計画をもとに学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」を策定し、学力向上の取組を推進する。

目標(めざす姿)

- ◇子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着
- ◇子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり

取組の柱

- I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化
- II 教員の意識改革、授業改善の推進
- III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成
- IV 県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化

取組の内容

- I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化
 - ①指導主事及び管理主事等による学校訪問の見直し
 - ②管理職を対象とした教職員研修の実施
- II 教員の意識改革、授業改善の推進
 - ①児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況の把握
 - ②全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりの推進
 - ③授業改善の推進に向けた支援
- III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成
 - ①エキスパート教員による指導技術の普及
 - ②教員の同僚性の構築
 - ③若手教員の育成
- IV 県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化
 - ①教育委員会の指導主事の学校訪問の体制強化
 - ②市町村教育委員会の指導主事対象の研修会の充実

※上記の具体的な取組については、令和2年度当初予算要求中の内容を含む

1 本県の児童生徒の学力の現状及び成果と課題

(1) 県教育委員会のこれまでの取組

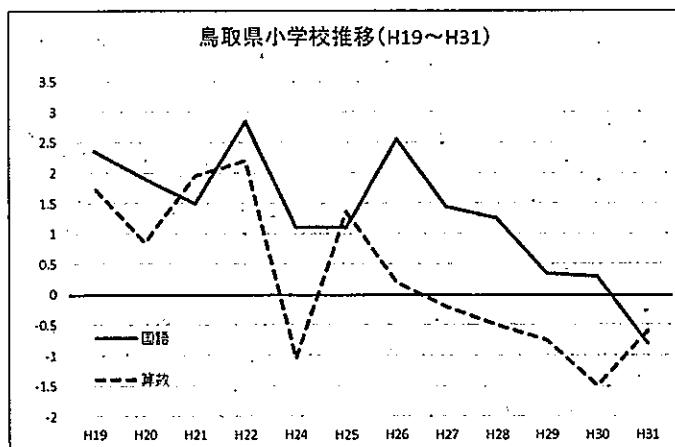
- ◇県教育委員会では、これまで様々な学力向上施策に取り組んできた（鳥取学力向上支援プロジェクト、未来を拓くスクラム教育推進事業、とりっこドリル、教科でつながる小中連携授業力向上支援事業、小学校理科パワーアップ事業等）。それぞれの施策によって指標とする数値が上昇するなどの成果が見られた学校がある一方で、事業校のなかには成果が数値として表れなかった学校も少なくなかった。
- ◇これまで様々な学力向上に関する資料（全国学力調査に係るリーフレット、鳥取県学校教育のめざすもの、学力向上を支える基盤づくりに向けて、算数・数学の授業づくり小冊子等）を作成し、情報提供してきたが、資料の内容について周知徹底を図る取組が不足していたため、個々の教員まで情報が伝わらず、授業改善につながっていなかった。

(2) 学力向上推進プロジェクトチーム（平成30年度～）会議で議論された内容

- ◇近年、学力調査において小学校算数の結果が低下傾向にあり、算数の授業づくりが課題。以前から授業改善のポイントを示しているが、項目が多くて徹底が不十分。
- ◇教員の世代交代が進んだことにより、身近にモデルとなる教員が減少。若手教員の育成のためにも、きめ細かい授業づくりのための支援（コンテンツの整備、効果的な情報発信）が必要。
- ◇学力調査のB問題（問題文から適切な情報を読み取る読み取り力や複数の情報を統合させて文書を作る情報活用能力）が課題。
- ◇教育委員会が学校経営について積極的に指導している県は平均正答率が高い傾向。学校経営計画のなかに学力向上の取組を適切に位置づけたり、学力調査等の具体的な評価指標を設定してPDCAサイクルを回したりすることができるよう、管理職に対して学校経営に係る指導助言の充実が必要。
- ◇学力調査の結果から、家庭学習の充実に向けた取組を行っている学校は、平均正答率が高い傾向にあり、学校と家庭が連携し、より一層の家庭学習の充実を図ることが必要。

(3) 全国学力・学習状況調査結果の推移（H19～H31）から見た課題

① 小学校



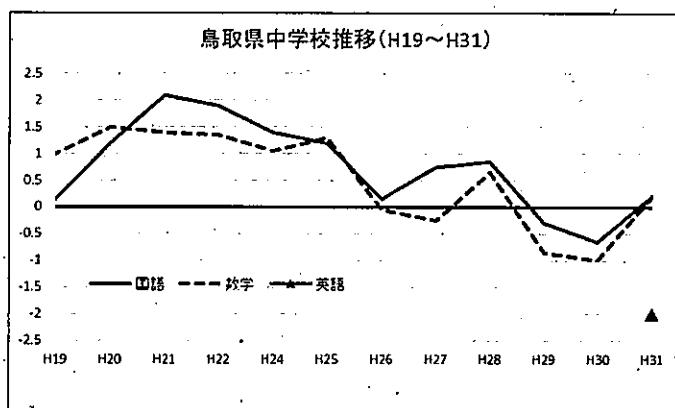
- ※1 H19～30年度までのグラフの値はA,B問題の全国平均との差の平均
- ※2 H31年度のグラフの値はA,B問題が統合された問題の全国平均との差
- ※3 H22, 24年度は抽出調査
- ※4 H23年度は東日本大震災のため実施せず

- ◇国語では、平成26年度以降全国平均と比較して低下傾向が続いている。その要因としては、以下のようなことが考えられる。

- ・平成30年度までの傾向をみると、A問題（主として知識に関する問題）はほぼ毎年全国平均を上回っていたが、B問題（主として活用に関する問題）は近年全国平均並みの結果となっていた。令和元年度からA問題とB問題が統合され、問題の多くが従来のB問題に近い問題となったことにより、学校現場がB問題の出題傾向に対応しきれていない課題がより明らかとなつた。
- ・全国学力調査では、「問題文をざっと読んで要旨をまとめる」「複数の情報を統合させて文章を作る」「条件に合わせて書く」といった情報活用能力が問われているが、そのような能力を育成するための授業改善が進んでいない。

◇算数では、令和元年度は若干の改善が見られたが、平成25年度から平成30年度までは全国平均と比較して低下傾向が続いている。国語と同様に問題の多くがB問題に近い問題となっており、学的な見方や考え方を働かせて思考する「深い学び」を意識した授業改善が求められている。

②中学校



- ※1 H19～30年度までのグラフの値はA,B問題の全国平均との差の平均
- ※2 H31年度のグラフの値はA,B問題が統合された問題の全国平均との差
- ※3 H22, 24年度は抽出調査
- ※4 H23年度は東日本大震災のため実施せず

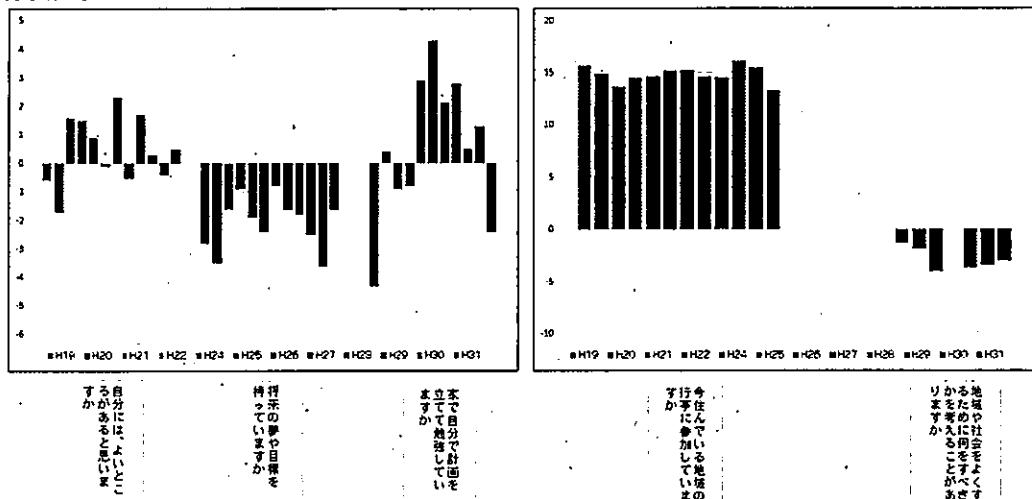
◇国語、数学ともに平成29年度から平成30年度まで全国平均を下回る時期があったが、平成31年度（令和元年度）は全国平均並みとなり、改善が見られた。しかし、平成21年度以降の推移を見ると全般的に下降傾向が続いており、近年では特に「活用に関する問題」について全国平均を下回る教科が見られることから、小学校と同様に新学習指導要領に示されている「主体的、対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が求められている。

◇令和元年度初めて調査が実施された英語では、全国平均を2ポイント下回った。生徒にとって、自分の考え方や気持ちをやり取りできる授業の充実が図られつつある一方で、生徒が話したり書いたりする英語の正確さについての指導がやや十分ではなかったため、知識運用の正確さが重視される今回の調査問題において、平均正答率が全国平均を下回ったと思われる。

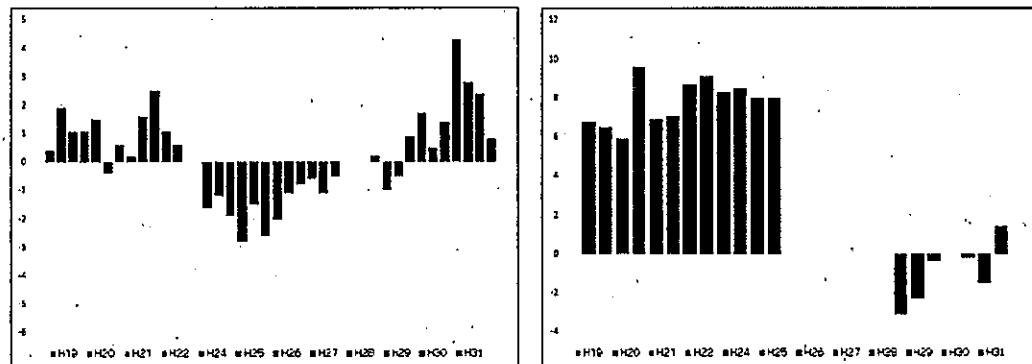
③児童生徒質問紙

全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙の肯定的な回答における全国平均とのポイント差 (平成 19~31 年度)

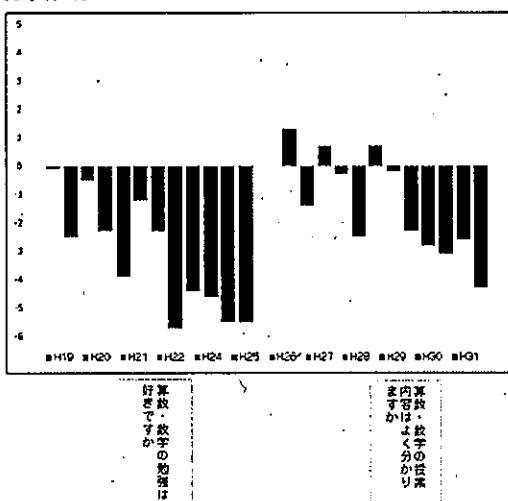
【小学校6年】



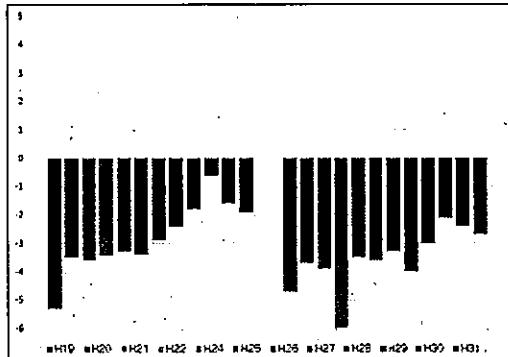
【中学校3年】



【小学校6年】



【中学校3年】



- ◇「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合が全国平均を下回っている。特に小学校においては、全国平均との差が大きい。
- ◇地域行事に参加している児童生徒の割合は高いが、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答した児童生徒の割合は全国平均を下回っている。
- ◇「算数・数学の勉強が好き」「算数・数学の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っている。特に小学校においては、令和元年度の調査で「算数の授業の内容がよく分かる」と回答した児童の割合は全国平均を大きく下回る結果であった。

【課題】

小学校、中学校ともに平成31年度（令和元年度）は、前年度に比べて改善傾向が見られた教科が多くた。しかし、平成21年度ごろからの全体の傾向を見ると、年々全国平均との差が小さくなつており、特に近年は全国平均を下回る教科も見られるようになったことから、依然として本県の学力の状況は危機的な状況であり、その主な課題として次の5点が考えられる。

- ◇「算数・数学の勉強が好き」「算数・数学の授業内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合が全国平均を大きく下回っていることから、児童生徒の学習に対する関心意欲を高める働きかけや、子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくりに課題がある。
- ◇「活用に関する問題」の結果に課題が見られることから、新学習指導要領に沿って各教科の見方や考え方を働かせて思考する「深い学び」を意識した授業づくりに課題がある。
- ◇教員の世代交代が急速に進むなかで、課題解決に向けた授業改善を推進していくためには、これまで学校の中核を担ってきた年齢層の教員から若い世代への優れた指導技術や研究結果などを継承、発展する仕組みづくりが求められるなど、人材育成に課題がある。
- ◇効果的に授業改善を進めていくためには学校全体で組織的に取り組む必要があり、管理職には日々の授業や教育活動を観察し、適宜フィードバックを行ったり教員が相互に学び合い成長を促す仕組みを構築したりするマネジメント能力の向上が求められる。
- ◇全国学力調査の対象である小学校6年生、中学校3年生のみならず、幅広い学年の児童生徒の学力や学習に関する取組状況について、客観的なデータを把握し、それに基づいた教育施策や個に応じた指導の工夫改善を図ることが必要である。

2 学力向上に向けた取組の方向性（柱）

（1）目標（めざす姿）

- ◇子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着
- ◇子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり

- ・将来の社会の変化を予測するのが困難な時代を生きる鳥取県の子どもたちに、学びに向かう関心意欲を高めるとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの要素から構成される『確かな学力』を着実に身に付けさせる。
- ・年間約1,000単位時間に及ぶ1時間、1時間の授業において、子どもたちが「わかった」「できた」を実感するとともに、「〇〇の勉強が好きだ」「〇〇の授業の内容がよく分かる」と答える子どもたちを育成する授業づくりをめざす。

（2）取組期間

- ・令和2年度～5年度

（3）取組の柱

- I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化
- II 教員の意識改革、授業改善の推進
- III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成
- IV 県教育委員会の指導体制の見直し、市町村教育委員会等との連携強化

I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化

- ・全国学力・学習状況調査等の結果分析をもとに、学校の課題を洗い出し、全校体制でどのように課題を解消していくか、管理職のリーダーシップによる学校マネジメントを推進する。
- ・管理職のリーダーシップのもと、全ての教員が課題や学校目標を共有し、授業改善のP D C Aサイクルが確立できるように、管理職のマネジメント能力の向上を支援する。

II 教員の意識改革、授業改善の推進

- ・これからの社会で必要とされる資質・能力を育成するため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等をバランスよく育むとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していく。
- ・授業改善を計画的・継続的に推進していくとともに、「学び続ける教師」として実践を積みながら授業力を高めていくためには、教員一人ひとりがカリキュラム・マネジメントを意識し、組織的に教材研究を進めていく。
- ・データに基づき、本県のスマールスケールを強みとした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導・支援を行うために、県独自の学力・学習状況調査を実施する。

III 教員の同僚性の構築、若手教員の育成

- ・教員の大量退職・大量採用の時代を迎え、若手教員の割合が急激に増加している現状において、若手教員の育成と優れた指導技術や研究結果の継承・発展が喫緊の課題となっており、その課題解決に向けた学校内外における教職員研修の充実を図る。
- ・児童生徒の確かな学力を育むためには、教職員全体が一つのチームとして組織的に取組を進める必要がある。全教職員が信頼関係で結ばれ、若手教員が「先輩のようになりたい」と思えるような「同僚性」の構築を図る。

IV 県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化

- ・学力向上の取組を推進していくために、県教育委員会の関係課が取組状況について情報を共有するとともに、学力向上推進PT、WGにおいて、随時プランの進捗を管理、改善していく。
- ・県教育委員会と市町村教育委員会や小学校教育研究会及び中学校教育研究会との間で学力向上に向けての取組や情報を共有し、連携強化を図る。

(3) 数値目標

指標	現況値(H31) ※()内は全国平均	目標値 (毎年度)
全国学力・学習状況調査結果の各教科の全国平均に対する県平均 ◆◇	小 国語 63% (63.8%) 算数 66% (66.6%) 中 国語 73% (72.8%) 数学 60% (59.8%) 英語 54% (56.0%)	全ての校種、教科で、全国平均を1ポイント以上上回る
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「学校の授業がよく分かる」と回答した児童生徒の割合◆	小 国語 85.1% (84.9%) 算数 79.2% (83.5%) 中 国語 78.4% (77.6%) 数学 71.2% (73.9%)	全ての校種、教科で全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「教科の勉強が好きである」と回答した児童生徒の割合	小 国語 65.6% (64.2%) 算数 63.1% (68.6%) 中 国語 63.3% (61.7%) 数学 56.0% (57.9%) 英語 56.7% (56.0%)	全ての校種、教科で、全国平均を上回る

◆鳥取県の「教育に関する大綱」の指標

◇鳥取県教育振興基本計画の指標

3 具体的な取組

(1) 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化

①指導主事及び管理主事等による学校訪問の見直し

- ・市町村教育委員会と連携しながら、各教育局が中心となって年2回程度の学校訪問を実施し、学力向上に係るP D C Aサイクルの構築と改善について指導助言を行う。

②管理職を対象とした教職員研修の実施

- ・「鳥取県公立学校の校長としての資質の向上に関する指標」に基づいて、特色ある学校づくりの推進に向けて、管理職のマネジメント能力を育成し、学校経営に関する資質の向上を図るために研修を実施する。

(2) 教員の意識改革、授業改善の推進

①児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況の把握

- ・児童生徒一人一人の学力の伸びを測る指標となる、県独自のとっとり学力・学習状況調査を実施し、学習指導の充実や授業改善の推進を図る。

②全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりの推進

- ・過去の全国学力・学習状況調査問題を単元ごとに整理した活用問題集に、これまでの授業実践事例や文科省、県教委が作成した授業アイディア例等を盛り込んだ活用問題集を作成・活用し、授業改善の徹底を図る。
- ・全国学力・学習状況調査問題を参考に、各単元末で到達度を確認するための単元到達度評価問題を作成・実施し、指導と評価の一体化やP D C Aサイクルを確立した校内指導体制の強化を図る。

③授業改善の推進に向けた支援

◇「とっとりの授業改革【10の視点】重点項目」の徹底による授業改善の推進

- ・算数の授業改善のポイントをもとにした指導主事による学校訪問を継続し、さらに算数の学力向上に取り組む。
- ・秋田県教育専門監による示範授業やエキスパート教員の公開授業等を通してモデルとなる授業事例を示すことにより、教員の指導力向上を図る。

<小学校>算数大好き！プロジェクト とっとりの授業改革【10の視点】重点項目		
【目標】子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり		
45分間で授業設計 「すべての授業を45分間で完結するためのタイムマネジメント」 ★導入(前時の振り返り、課題の提示)の時間を短く！★自力解決や話題の活動の時間を調整！		
見通しがもてる あての提示	十分な適用題	次時につながる 振り返り
【10の視点①】地域的な課題・教材の提示 本郷のねらいに対応した「めあて」(児童から見たゴールの姿)を設定する ・課題の提示の工夫 ・既習事項を生かした「めあて」 ・学習の見通しを児童と共に	【10の視点②】学習評価の地道 適用題の時間を確保し (10分以上)、すべての児童 を「おおむね満足できる状況」 に到達させる ・「めあて」に対応した「めあて」 ・ねらいに応じた適用題 ・理解度に応じた手立ての工夫	【10の視点③】学習を振り返る活動の設定 児童に本時の学びを自覚させ、次時につながる振り返りを行う ・「めあて」に対応した振り返り ・成果を明確にした振り返り ・次の学びへの意欲を高める振り返り
興味・関心、主体性	達成感、成就感	次の学びへの意欲
すべての算数の授業を45分間で完結するために →【10の視点②～⑥】を選択しながら、授業を設計する ねらいに合わせて①～⑤を選択し、活動を絞り込み、45分間で質実・能力を実現するための手立てとする。		

<中学校>とっとりの授業改革【10の視点】重点項目	
【目標】子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり	
1単位時間または単元全体をとおして完結する授業	めあての提示
本郷のねらいに対応した「めあて」(生徒から見たゴールの姿)を設定する ・課題の提示の工夫 ・既習事項を生かした「めあて」 ・学習の見通しを生徒と共に	【10の視点①】学習評価の推進 具体的な評価標準に基づいて評価場面を設定し、生徒が「おおむね満足できる状況」に到達しているか把握し、到達させるための手立てを講じる(習熟度に応じた支援の充実) ・「めあて」に対応した「めあて」 ・理解度に応じた手立ての工夫
評価場面の設定	振り返りの実施
具体的な評価標準に基づいて評価場面を設定し、生徒が「おおむね満足できる状況」に到達しているか把握し、到達させるための手立てを講じる(習熟度に応じた支援の充実) ・「めあて」に対応した「めあて」 ・理解度に応じた手立ての工夫	【10の視点②】学習を振り返る活動の設定 生徒に学びの成果を実感させ、学んだことや意欲・問題意識等を次の学習につなげられるように視点を設けた「振り返り」を行う ・「めあて」に対応した振り返り ・視点を明確にした振り返り ・次の学びへの意欲を高める振り返り
すべての授業を1単位時間または単元全体をとおして完結するために →【10の視点②～⑥】を選択しながら、授業を設計する ねらいに合わせて①～⑤を選択し、活動を絞り込み、1単位時間または単元全体をとおして質実・能力を実現するための手立てとする。	

◇中学校数学データベースの活用促進

- ・全国学力調査問題の類題、全国公立高校入試問題等を元に習熟度別に良問のみを集約したテストや問題集を作成できる中学校数学データベースを継続して実施するとともに、その活用好事例を発信することにより更なる効果的な活用を促進する。

◇研究推進校へのスーパーバイザー派遣

- ・研究推進校にスーパーバイザーを派遣し、地教委と連携しながら年間を通して継続的に学校への支援を行う。

◇島根大学との連携による授業改善

- ・山陰教師教育コンソーシアムの連携を基に、島根大学と共同で授業づくりや研究体制の構築等の研究を進める。

◇家庭学習の充実に向けた支援

- ・令和元年度に作成した事業実施校での実践事例を集約した「家庭学習の取組に係る実践事例集」をもとに、家庭学習の質を向上させるための好事例の周知・徹底を図る。

◇学力向上に関する研修会

- ・文科省の学力調査官や大学教授等を招聘し、学力向上に関する教員対象の研修会を実施する。

◇ICTを活用した授業改善の推進

- ・国の「GIGAスクール構想」を踏まえ、小中学校におけるICTを活用した教育を推進し、児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを進める。
- ・県内企業の協力を受けて学校において企業の社員によるプログラミング教育や、指導主事によるプログラミング教育の教材を用いた実践形式の教員研修等を実施し、ICTを活用した学びの充実を図る。
- ・情報化推進リーダーとなる全ての教員に研修を行うとともに、ICT活用指導力に課題を感じている教員を対象に研修を実施する。

◇英語教育推進プランの作成・実施並びに課題解決のための指導モデルの提示

- ・鳥取県が目指す「小学校及び中学校7年間の英語教育プラン」を作成し、実施する。
- ・ICTを積極的に活用するとともに、ALTを有効に活用する体制づくりを進める。
- ・英語教育推進室で本県の強みや課題を分析し、指導モデルを提示したうえで英語教育推進会議を開催し、課題を解決するための具体的方策について検討するとともに、学習支援サイトや英語教育推進フォーラム等をとおして、課題解決のための指導モデル等を全県に提示・普及する。

◇全国学力・学習状況調査結果（中学校英語）等を活用した授業改善

- ・指導主事等が学校を訪問し、授業参観や協議・意見交換等をとおして、各校の課題克服に個別に対応した指導助言を行う。
- ・外部試験を活用した英語力アセスメントにより生徒の英語学習の動機づけ及び英語力向上を図るとともに、学校における技能統合型の指導をとおして、目標に到達するためのスマイルステップを積み重ねられる英語学習を支援する。

(3) 教員の同僚性の構築、若手教員の育成

①エキスパート教員による指導技術の普及

- ・教員の指導力向上を図るために、エキスパート教員等によるモデル授業や研修の動画、各種資料

等を学校教育支援サイトに掲載し、指導技術の周知を図る。

- ・教育センターが実施している採用2年目研修にエキスパート教員の授業参観を義務付ける。

②教員の同僚性の構築

- ・管理職に対し、OJTを通した人材育成を視点とした研修を行うとともに、ミドルリーダーに対し、管理職や同僚等と協働する意識を高めるための研修を行う。

③若手教員の育成

◇若手教員を県外の先進地（校）へ派遣

- ・若手教員の指導力向上を図るため、先進地（校）に連続5日間程度教員を派遣し、校内及び域内に成果を還元する。

◇研究推進校における先進校視察

- ・研究推進校の若手教員を県外の先進校に派遣し、学力向上に係る取組の好事例を指導力向上につなげるとともに、校内及び域内に成果を還元する。

◇「令和2年度版鳥取メンター方式」の導入による初任者研修の見直し

- ・初任者研修を活用して校内におけるミドルリーダーや若手教員の育成を図るとともに、持続可能な校内人材育成システムの構築につなげる。

◇初任者、講師等の若手教員を対象とする研修の充実

- ・「鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標」に基づいて、実践的指導力を身に付けるために、実態に応じた若手育成研修等を体系的に実施する。

- ・鳥取県の教員をめざすという志をもった学生を対象として、教員に求められる資質や基礎的な指導力を養い、教職に対する情熱と使命感を高めるための研修を実施する。

（4）県教育委員会の指導体制の見直し・市町村教育委員会等との連携強化

①教育委員会の指導体制の見直し

◇指導主事の学校訪問による学力課題の解決

- ・各教育局が実施している学事担当の学校訪問に学校教育担当が同行し、授業を参観した後、管理職や教務主任、研究主任等と面談して、授業づくり等について意見交換する。
- ・市町村教育委員会が主催する計画訪問に同行し、学校経営や授業づくり等について管理職と意見交換する。
- ・市町村教委や学校からの要請を受け、校内授業研究会等に参加し、研究協議のなかで授業づくり等について指導助言を行う。

◇「学力向上推進プロジェクトチーム」の設置

- ・令和2年度も学力向上推進PTの設置を継続し、引き続き外部アドバイザーからの助言をいただくとともに、学力向上施策の進捗状況を定期的に検証する。

②市町村教育委員会との連携強化

◇指導主事対象の研修会

- ・市町村教委の指導主事を対象として、管理職の学校マネジメントに係る資質向上を図るための支援の在り方についての研修会を実施する。

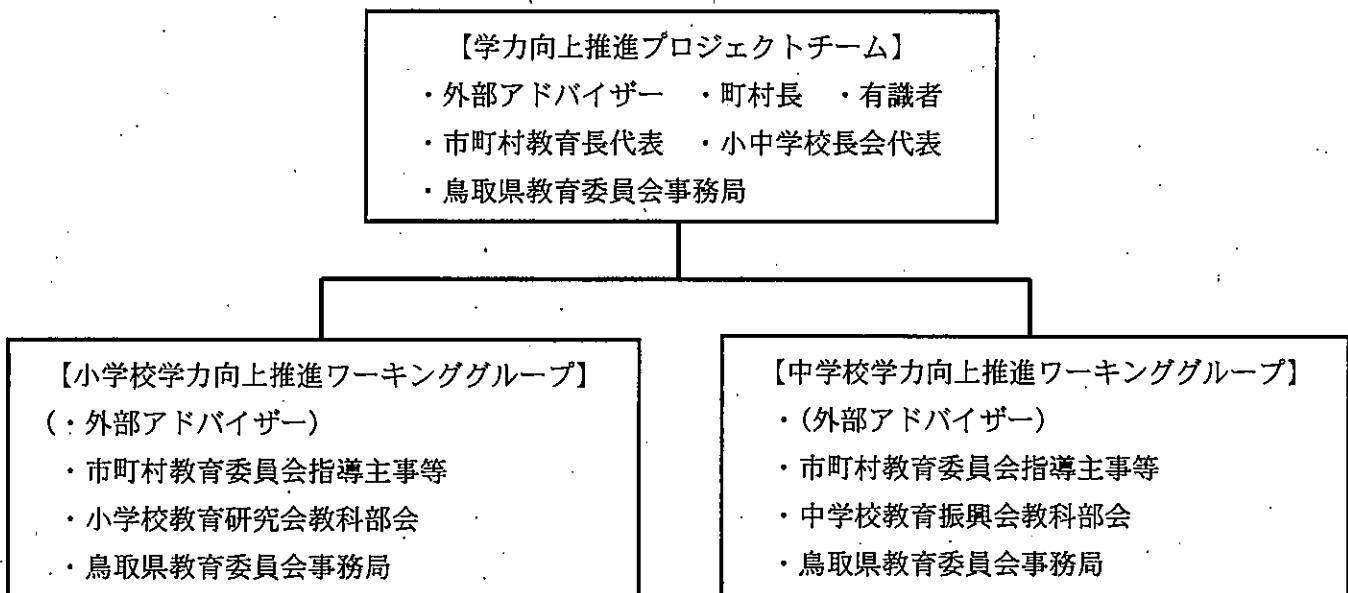
※上記の具体的な取組については、令和2年度当初予算要求中の内容を含む

4 学力向上推進プランの推進体制（平成30年度～）

（1）学力向上推進プロジェクトチームによる取組の推進

①目的 鳥取県の学力向上対策をより一層推進していくために本プロジェクトチーム（PT）を設置し、学力向上対策の方向性や実施した取組の検証、より効果的な取組にするための改善等について協議、検討を行う。

②組織 より効果的で具体的な学力向上対策を検討するために、本PTの下にワーキンググループ（WG）を設置する。



③ 令和元年度の検討事項

◎学力向上推進プロジェクトチーム

- ・令和元年度学力向上総合対策推進事業の進捗状況についての検証
- ・平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の分析結果の検証
- ・短期、中長期的な学力向上推進対策についての検討

◎小学校、中学校学力向上推進ワーキンググループ

- ・学力向上総合対策推進事業の学校現場での具体的な取組方法、徹底を図るための方策を検討
(家庭学習の質の向上の推進、B-P L A N、単元到達度評価問題の横展開の方法)
- ・小中共通事項（学校経営の支援、英語教育の推進、家庭学習の充実、小中連携の推進等）の具体的な取組の検討
- ・平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の分析結果の検証

（2）今後の推進体制の強化

- ・県教育委員会と市町村教育委員会が一体となって推進できるよう、各教育局に「学力向上担当指導主事」の配置（事務分担に位置付ける）を検討
- ・令和2年度以降も学力向上推進プロジェクトチームの設置を継続し、学力向上施策の進捗状況を定期的に検証する

目標 2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

施策 2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成

(目指すところ)

- 予測困難で複雑化・多様化する今後の社会において、子どもたちが力強く生きていくため、子どもたちが主体的に学び、多様な人々との協働を通じて、課題を解決し、未来を創造する力を育むことができるよう、生きて働く知識・技能や確かな学力、学びに向かう力を育成します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進、全国学力・学習状況調査等による課題の把握・改善等の取組を進めます。
- 学校における教育活動全体を通じて、発達段階に応じたキャリア教育を行い、子どもたちの自己肯定感や生きる力を育み、自分らしい生き方を実現するための力の育成に取り組みます。

【施策項目】

① 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

- ・地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高めます。
- ・様々な体験活動、探究活動、学び合う環境づくりを進め、子どもたちが、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力を育成します。

② 基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得

- ・子どもたちに基礎的な知識・技能を確実に習得させ、社会の様々な場面で変化する状況や課題に応じて主体的に判断しながら、他者と協働し、課題を解決することができる「確かな学力」や「学びに向かう力」を育成していきます。
- ・全国学力・学習状況調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのP D C Aサイクル※2の確立を目指し、子どもたちの個に応じた学力の伸長を図ります。
- ・子どもたちの読解力を高めるため、読む力、書く力、考える力を学校の教育活動全体を通して総合的に育んでいきます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組みます。
- ・国において進められている高大接続改革（高等学校教育と大学教育、両者を接続する大学入学者選抜改革を連続する1つの軸とした一体的な改革）を踏まえ、探究的・協働的な課題解決型の学習活動に向けた授業改革等を進め、生徒が目指す進路の実現に向けた取組を進めます。
- ・各学校における教育目標の実現に向け、教科等横断的な視点で教育内容を組み立て、評価・改善を図っていくカリキュラム・マネジメントによる特色ある教育活動の実施を推進します。

③ 学校と家庭、地域が協働した学力向上

- ・子どもたちが自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むため、PTA団体等の社会教育関係団体と連携を進めます。
- ・授業と宿題を含めた家庭学習との連動を意識した学習サイクルを構築し、子どもの学習習慣の定着などにつながる授業改善等を進めます。

④ 科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実、算数・数学、理科教育の充実

- ・子どもたちの科学、ものづくりに対する興味関心を高め、探究心や創造性に優れた人材を育成します。
- ・理数系の課題研究発表会の開催等を通して、理数に関する探究活動を推進します。
- ・学芸員の派遣や博物館資料の貸出し、講座や講演会の開催などにより、子どもたちに科学やものづくりの楽しさを伝えるとともに、教員への教材づくり支援、観察、実験など体験を通した学習の充実に取り組みます。

鳥取県学力向上推進プラン(案)

【目指す姿】

- ◆子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着
- ◆子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくり

I 管理職の意識改革、マネジメント能力の強化

- ◇指導主事及び管理主事等による学校訪問の見直し
- ◇管理職を対象とした教職員研修の実施

II 教員の意識改革、授業改善の推進

- ◇どつとり学力・学習状況調査の実施 [R2予算新規要求]
- ◇全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりの推進
- ・活用問題集の活用
- ・単元到達度評価問題の活用
- ・授業改善の推進に向けた支援
- ・「10の視点」重点項目の徹底
- ・研究推進校へのスーパーバイザー派遣 [R2拡充]
- ・家庭学習の充実に向けた支援
- ・学力向上に関する研修会
- ・ICTを活用した授業改善
- ・英語教育推進会議
- ※教科担任制の導入
- ※保幼小の連携強化

鳥取県のすべての 子どもたちの学力向上

III 教員の同僚性の構築 若手教員の育成

A 若手教員による指導技術の普及

- ◇教員の同僚性の構築
- ◇若手教員の育成
- ・若手教員を県外の先進地へ派遣 [R2拡充]
- ・研究推進校における先進校視察 [R2拡充]
- ・鳥取メソナターカー方式の導入

IV 県教育委員会の指導体制の見直し 市町村教育委員会等との連携強化

- ◇教育委員会の指導体制の見直し
- ・指導主事の学校訪問による学力課題の解決
- ・「学力向上推進プロジェクトチーム」の設置
- ◇市町村教育委員会との連携強化

学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)

- 地域における学習支援、体験活動支援 (放課後子ども教室、地域未来塾)
- 家庭教育への支援→生活習慣の向上

連絡先

鳥取県教育委員会事務局小中学校課

電話 (0857) - 26 - 7947

ファクシミリ (0857) - 26 - 8170

電子メール shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/shouchuugakkouka/>



これからの時代における本県の特別支援教育の在り方に係る諮問について

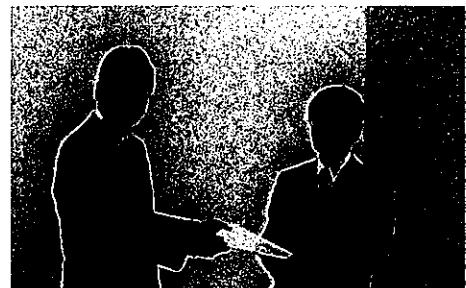
令和2年2月26日
特別支援教育課

発達障がいのある児童生徒数の増加や特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの重度・重複化、高度な医療的ケアが必要な児童生徒の在籍等、鳥取県の特別支援教育の現状を踏まえ、今後5年間の特別支援教育の在り方について調査審議を行うために、令和2年2月20日に以下のとおり鳥取県教育審議会に諮問を行いました。

1 諮問内容

「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について」（別紙1のとおり）

- (1) 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に
 向けた特別支援教育の充実について
- (2) 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の
 特別支援学校における教育の在り方について



2 審議の方法

- ・鳥取県教育審議会学校等教育分科会の下に、「特別支援教育部会」を設置し、年6回程度審議を行う。
- ・「特別支援教育部会」の委員については、教育、福祉、医療、心理、保護者、企業等の各分野の有識者15名で構成。（別紙2のとおり）

3 鳥取県教育審議会委員からの主な意見

- ・幼児段階から小学校段階への移行や就学支援についても検討してほしい。
- ・インクルーシブ教育の推進にかかる検討については、学校現場の実情も踏まえて検討を進めてほしい。
- ・障がいのある児童生徒の教養的部分、文化芸術やスポーツの推進についても検討してほしい。
- ・乳幼児健診等の充実により、早期から保護者へ情報提供を行うことが可能となってよりよい学びの場の決定につながっている例もあり、より一層の福祉と教育の連携を図ってほしい。

4 特別支援教育部会で想定される主な論点

(1) 小中高等学校

- ・幼児児童生徒のインクルーシブな学びを保障するための、インクルーシブ教育の理念の理解・啓発と教職員の指導力の向上について。
- ・児童生徒のより良い学びを保障するための、特別支援学級、通級指導教室の在り方について。
- ・就学前から卒業後までを切れ目なく支えるための、各学校段階の支援の連続性の担保や福祉、医療、労働等との連携の在り方について。
- ・小中学校等に在籍する医療的ケアのある幼児児童生徒の支援体制の充実について。

(2) 特別支援学校

- ・視覚障がい特別支援学校及び聴覚障がい特別支援学校の児童生徒数の減少、それに伴う児童生徒の学び合いの場の保障と教職員の専門性の保持について。
- ・特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実に向けた体制の充実について。
- ・特別支援学校全体における重複障がい学級在籍者数の増加や重度化・多様化に伴う教職員の専門性の向上について。
- ・学校施設の老朽化等を踏まえた施設整備について。
- ・医療的ケアの必要な幼児児童生徒の増加と高度な医療的ケアへの対応について。

(3) その他

- ・I C Tや先端技術を活用した遠隔教育等、多様な学びの充実について。
- ・特定分野に係る才能を持つ児童生徒に対する指導及び支援について。
- ・障がいのある幼児児童生徒の文化・芸術活動の充実について

5 今後の特別支援教育の在り方検討に係るタイムスケジュール

時期	会の名称	内容
令和2年4月	第1回特別支援教育部会	<ul style="list-style-type: none">・部会長の選任・諮問事項と主な論点・今後のスケジュール・前答申の評価
令和2年5月以降 ※2月に1回程度開催	特別支援教育部会	<ul style="list-style-type: none">・諮問内容の検討
随時	鳥取県教育審議会科会 及び定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・会の実施状況については随時報告
令和3年5月～7月		<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施
令和3年7月	鳥取県教育審議会学校等 教育分科会	<ul style="list-style-type: none">・特別支援教育部会から学校等教育 分科会へ答申（案）を提出
令和3年8月	鳥取県教育審議会	<ul style="list-style-type: none">・教育審議会から県教育委員会への 答申

諮詢理由

平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の理念が示され、特別な配慮を要する子どもたちが地域の中で十分な教育を受け、多様な学びの場を活用しながら、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した取組、いわゆる共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進が求められてきたところであるが、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行等により、その流れは一層強まり、特別な支援を必要とする子ども達への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築は喫緊の課題となっている。

鳥取県においても、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」、平成29年7月に「鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」を制定して共生社会の実現を目指し取り組んでいるところであり、平成31年3月に改訂した「鳥取県教育振興計画（2019年度～2023年度）」では、特別支援教育の充実が施策の柱として掲げられるなど、特別支援教育のより一層の充実が求められているところである。

幼児児童生徒を取り巻く日本全体の状況としては、医療の進歩や特別支援教育への理解の広がり、障がいに係る概念の変化・多様化等、社会や環境の変化に伴い、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数が年々増加しており、幅広い対応が求められている。

鳥取県の小学校や中学校においては、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正による就学先決定権限の市町村への移譲の影響や発達障がいに対する理解の促進に伴い、全児童生徒数が減少する中、特別支援学級や通級指導教室の在籍者数は増加してきている。また、高等学校においても、発達障がいを中心とした障がいのある生徒が多く入学するようになってきていることから、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加を続けているところである。

このため、小学校、中学校、高等学校等の教職員一人一人が特別支援教育に対する理解を深め、児童生徒の学びを保障していくとともに、自信を持って特別な支援が必要な児童生徒の指導に当たることのできるようなサポート体制を構築し、医療、福祉、労働関係機関等とのより良い連携の在り方や児童生徒の実態に応じた学びの場の柔軟な運用等について検討を行っていくことが求められる。

鳥取県の特別支援学校においては、一般企業へ就労する生徒の割合が増加するなど自立と社会参加に向けた取組が進む一方、障がいの重度重複化の進行や人工呼吸器の管理等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、これに伴い、複数の障がいに対応する教育の在り方や校内外における医療機関等との連携の在り方が課題となってきた。また、視覚障がい及び聴覚障がいに係る特別支援学校の児童生徒数の減少に伴う集団での学び合いの保障等も課題となってきた。

以上のことから、障がいのある子どもたち一人一人が、持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、鳥取県における特別支援教育を積極的に推進していくため、本県における今後の特別支援教育の在り方について、鳥取県教育審議会に諮詢するものである。

鳥取県教育審議会学校等教育分科会特別支援教育部会委員

1 任期

令和2年2月20日から令和3年8月31日まで

2 委員

	種別	氏名	役職等
1	審議会委員	小椋 博幸	倉吉市教育委員会教育長
2	審議会委員	土井 則子	元鳥取市健康こども部こども家庭課こども未来応援 推進コーディネーター
3	審議会委員	佐々木 せいこ	鳥取県P T A協議会中部ブロック代表理事
4	審議会委員	藤田 則恵	鳥取盲学校長
5	審議会委員	松岡 昭長	鳥取市立青谷中学校長
6	審議会委員	三木 裕和	鳥取大学地域学部教授
7	審議会委員	山崎 泰央	智頭町立智頭小学校長
8	専門委員	松田 敏男	米子白鳳高等学校校長
9	専門委員	竹本 幸子	大誠こども園園長
10	専門委員	川口 栄	発達障がい者支援センター所長
11	専門委員	後藤 幸子	皆生養護学校P T A会長
12	専門委員	平野 勝久	ごうぎんチャレンジドとっとり所長
13	専門委員	汐田 まどか	総合療育センター院長
14	専門委員	井上 菜穂	教育支援・国際交流推進機構 学生支援センター准教 授
15	専門委員	佐伯 志保子	倉吉養護学校 LD等専門員

令和新時代の本県高等学校教育の在り方に係る諮問について

令和2年2月26日
高 等 学 校 課

1 概要

現在、県立高校の方向性については「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成31年度～37年度（令和7年度）〕に基づき、各種取組を進めているところですが、令和8年度以降の生徒の減少と社会の急激な変化に対応し、「自立して 心豊かに生きる 未来を創造する」人材を育てるための県立高等学校の在り方について、別紙のとおり鳥取県教育審議会に諮問しました。

2 濟問に係る検討の観点

（1）新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策

- Society5.0時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び
- 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進
- 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び
- 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方
- 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方
- 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

（2）新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策

- 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方
- 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方
- 中山間地の小規模校の在り方
- 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方
- Society5.0の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

3 鳥取県教育審議会からの主な意見

- 高校の特色が中学生や保護者にしっかりと伝わっていないのではないか。
- 地域の公民館では小中学生の連携はあるが、異なる地域に出てしまう高校生との連携が難しい。高校生が地元のボランティア活動に参加するなど連携ができるとよい。
- グローバル時代で海外への留学生も増えているが、日本や地域の文化を知っておくことは重要。土曜日を活用して地域の高齢者と交流したり、指導をしてもらう機会があるとよい。
- 偏差値で進学先の高校を決める現実がある。そうではなく生徒が好きな分野を学ぶことができるよう、チャンスさえ与えれば大きく伸びる生徒もいる。このような取組ができれば鳥取が日本のモデルとなり得る。

4 スケジュール案

令和元年度 今後の高校の在り方検討に関し、県教育委員会から鳥取県教育審議会への諮問

令和2年度 鳥取県教育審議会学校等教育分科会における検討（年10回程度）

令和3年度 ・鳥取県教育審議会学校等教育分科会から県教育委員会への答申
・県教育委員会事務局による次期方針素案の策定開始

令和5年度中を目途に、次期方針の決定

5 その他

諮問に係る検討事項は、鳥取県教育審議会学校等教育分科会において行うが、最終的な答申までに、隨時、常任委員会に対する報告又は勉強会を実施予定。

令和新時代の本県高等学校教育の在り方について（諮問概要）

1 平成元年度以降の高等学校改革の変遷

- 長期にわたる中学校卒業者数の減少が見込まれる中、社会の変化や生徒の多様化等へ対応するため、各時期に応じた方針を策定し改革を実施。
- 学校数は、平成元年度の28校から令和元年度現在は24校。そのうち統廃合により新たに設置した高校は5校。
- 現在は、「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～平成37年度]」に基づき、魅力と活力ある学校づくりに取組中。

2 現在の国の動き

- 「高大接続改革」—高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成する、三者の一体的な改革。
- 高等学校においては、令和2年度から新大学入試制度の導入、令和4年度から新学習指導要領の実施。
- 文部科学省においても中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」では、令和元年度からSociety5.0における学びの在り方、求められる人材像について検討を開始。

3 本県高等学校教育の在り方検討の背景

- 少子高齢化の流れに加え、若者を中心とした県外への転出超過が続いている中、持続可能な地域の発展を遂げていくためには、地域の将来を支えていくことのできる人材を育成するという視点が大切。
- また本県の高等学校は、地域社会・産業界とのつながりを醸成しながら、各々の役割や特色を明確に打ち出すとともに、全ての生徒一人一人の能力を最大限伸ばすための教育の実現に取り組むことが必要。
- そのため、県教育委員会として、中学校卒業予定者の大幅な減少が想定される15年先を展望した令和新時代の魅力ある新しい高等学校及び学科の在り方や、高等学校教育の質を問うような抜本的な改革の道筋を明らかにしていく必要がある。

以上のこと踏まえつつ、生徒の減少と社会の急減な変化に対応し、「自立して、心豊かに生きる 未来を創造する」人材を育てるための県立高等学校の在り方について、主に次の観点から審議会に検討をお願いするもの。

<検討の観点>

1 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策

- Society5.0時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び
- 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進
- 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び
- 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方
- 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方
- 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

2 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策

- 今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方
- 普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方
- 中山間地の小規模校の在り方
- 公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方
- Society5.0の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

令和新時代の本県高等学校教育の在り方について（諮問）

本県の高等学校教育については、平成期以降、長期にわたる中学校卒業者数の減少が見込まれる中、社会の変化や生徒の多様化等へ対応するため、各時期に応じた方針を策定し改革に取り組み、次の時代を担う生徒を育成してきました。

＜平成元年度以降の高等学校改革の変遷の概要＞※括弧書きは対象期間と県立高等学校数の変化

1 本県高等学校教育の今後の在り方について

（平成2年度：28校～平成8年度：28校）

県内中学校卒業者数は、平成元年度には9,595人であったが、平成2年度以降の長期にわたる中学校卒業者の減少が見込まれたことから、平成元年9月に「社会の変化に対応する高等学校教育の在り方」「学校の適正な規模と配置」「学科の構成と入学定員」について高等学校教育審議会に諮問した。

平成2年8月の答申では、平成9年3月までは学級減及び学級定員減で高校進学者の受入に対応し、現状維持が望ましいこと、また時代の進展、社会環境の変化及び生徒の多様化等への対応、郷土を担う人材の育成、普通学科と専門学科の定員割合の維持、県立高校と私立高校の定員割合は、公立80%、私立20%を維持していくことが適當との提言がなされ、平成3年度以降の県立高等学校の在り方は、この答申に基づいて策定され、学科の見直し、募集定員の減などが行われた。

2 21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方について

（平成9年度：28校～平成16年度：23校）

県立高等学校においては、昭和期の中学校卒業者数の増加や高校進学率の上昇にあわせて増設された学校規模で概ね推移してきたが、少子化や市部への人口流出、産業構造の変化に加え、平成12年度からの中期的で大幅な生徒減少期を前に、規模や配置を大幅に見直し、一層充実した教育活動に取り組むための改革の必要性が生じてきたことにより、平成7年9月に鳥取県高等学校教育審議会へ将来の本県高等学校の在り方について諮問した。

平成8年9月の答申では、国際化、情報化等の社会の変化や多様な個性をもつ生徒に対応できるよう新しいタイプの高等学校や学科の設置、多様な科目選択ができる学習形態の導入、専門学科の再編整理等が提言された。

この答申を踏まえ、平成8年12月には鳥取県産業教育審議会へ本県高等学校における職業教育の在り方について諮問し、平成9年7月には技術革新や社会の変化に対応した教育の推進や、専門学科の適正規模と配置について提言された。

これらの答申を受け、平成10年3月に示した基本計画では、総合学科や単位制の導入促進等に合わせ、平成16年度までに県立高等学校を6校削減する再編計画を決定した。

なお、平成16年度には定時制・通信制課程独立校として鳥取緑風高校を新設した。

3 次代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について
(平成17年度：23校～平成23年度：24校)

その後も、インターネット等の情報通信技術の急速な発展により社会、経済のグローバル化が一層進展するなど、世界は大きく変化しつつある中、新たに導入された完全学校週5日制のもとで、自ら学ぶ力の育成もますます重要となるとともに、地方分権が着実に進む中で県民のニーズを踏まえた教育も求められ始めた。

さらに、中学校卒業生が引き続き減少期にあり、活力ある教育活動を維持するため、これらの諸課題に対応し、本県高等学校教育の充実を図るため、平成14年6月に今後の高等学校の在り方について諮問した。

平成15年10月の答申では、学校数は維持しつつ学校規模や定員数は総合的かつ柔軟に対応することを前提に、高度情報化社会に対応できる能力やコミュニケーション能力の育成、総合選択制の導入による専門学科の在り方が提言され、加えてこれらの提言を踏まえた地域社会と連携した学校教育の推進が謳われた。

なお、平成17年度には定時制・通信制課程独立校として米子白鳳高校を新設した。

4 次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方
(平成24年度：24校～平成30年度：24校)

国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化や生徒の多様化等に対応するため、「知」「徳」「体」の育成を重視し、社会の要請にこたえることができる魅力ある高等学校教育の在り方及び生徒減少期における今後の高等学校の在り方について平成19年7月に鳥取県教育審議会に諮問した。

平成21年2月の答申では、生徒に自らの将来の職業や生活を見通して、進学や就職などのために必要な学力や、社会において自立して生きるために必要な力、現代社会をめぐる様々な課題を解決へと導く能力を身に付けさせることができるように、社会の発展への寄与などのより高い目標を掲げての動機づけを行うことに留意すべきであること、生徒減少期をきめ細やかな指導ができる好機ととらえ、現在の学校数及び配置は維持し、各学校の実情に応じて学級定員を減じて、多様な学科を維持すべきとの提言を受けた。これを踏まえ、県教委では今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成25年度～平成30年度]を策定し、学級減や特色ある学科、コースへの見直し、地域と連携した教育の推進を図った。

5 次代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について
(平成31年度：24校～平成37年度：24校予定)

今後も県人口の大幅な減少と中学校卒業者数の減少が見込まれる中にあって、高い教育力を発揮できるようなシステムの構築と、魅力と活力にあふれる高等学校教育の在り方について、より柔軟な発想で長期的な展望に立って検討していくことが必要と考え、社会が大きく変化する中で、生徒の生きる力を育み、時代の要請に応えていく高等学校教育の在り方、県人口や生徒数の減少に対応した高等学校の在り方について平成25年4月に鳥取県教育審議会に諮問を行った。

平成26年9月の答申では、生涯を通じて主体的に学び、考え続ける力、他人を思いやる心など豊かな人間性の育成、生徒一人一人の可能性の伸長と社会的に自立していく基盤となる生き

る力の育成のほか、生徒数の減少への対応として鳥取県や地域を愛する生徒の育成、学校と地域の連携に加え教育機能を十分に発揮できる学校規模の維持のため、今後は学校や地域の状況に応じて学校又は学科の再編で対応することも視野に入れた検討を行うよう提言を受けた。

これら答申の趣旨を踏まえ、県教委では今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針[平成31年度～平成37年度（令和元年度～令和7年度のこと）]を策定し、時代や社会の変化に柔軟に対応できる高等学校教育、キャリア教育の充実や地域と連携した教育の推進と、生徒減少期への対応として学級減等と並行して魅力と活力にあふれる高等学校づくりに取り組むこととした。

この期間には基本方針作成当初、中学校卒業予定者は全県で367人減少することが見込まれており、この生徒減少に対しては原則として学級減で対応すること、県全体の学科の配置状況等を考慮しながら、複数校を対象とした再編や学級定員減等による教育の質の向上についても検討することが示されている。

現在、上記5の基本方針に基づき、中学校卒業予定者の減少や入学者が募集定員に満たない学校があるという現状に対して、県立高等学校重点校制度や、とつとり高校魅力化推進事業の実施等の取組をとおして、魅力と活力ある学校づくりに全力で取り組んでいるところです。

一方、国では「高大接続改革」という大改革が進行しており、その背景には、グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、社会構造が大きく変化している現状があります。そこで、国は、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要という認識に立ち、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革に向けての取組を進めています。高等学校においては、令和2年度から導入される新大学入試制度、令和4年度から実施される新学習指導要領への対応が喫緊の課題となっています。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」では、令和元年度からSociety 5.0における学びの在り方、求められる人材像について検討を始めており、高等学校教育の在り方については、以下の事項などの検討に入っています。

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育※の推進
※STEAM教育…Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術)、Mathematics (数学) の5領域を重視する教育方針
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障がいのある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

このような動きの中で、本県にもやがて到来する Society5.0 時代を見据えて、生徒がその変化に対応できるよう、未来をつくる資質と能力を育成することが求められています。

本県では少子高齢化の流れがさらに進み、令和16年度の本県中学校卒業見込者は、令和元年度の約2割減の4,000人程度まで減少していくことが見込まれています。若者を中心とした県外への転出超過が続いている中、本県が持続可能な発展を遂げていくためには、地域の将来を支えていくことのできる人材を育成するという視点が大切となります。その際には、従来の意識を変革し、これまで以上に地域や家庭、PTA等とともに取り組むという、本県ならではのふるさとキャリア教育の推進が求められます。

また、本県の高等学校は、地域社会・産業界とのつながりを醸成しながら、各々の役割や特色を明確に打ち出すとともに、全ての生徒一人一人の能力を最大限伸ばすための教育の実現に取り組むことが必要です。

そのため、県教育委員会として、中学校卒業予定者の大幅な減少が想定される15年先を展望した令和新時代の魅力ある新しい高等学校及び学科の在り方や、高等学校教育の質を問うような抜本的な改革の道筋を明らかにしていく必要があります。

以上のことと踏まえつつ、生徒の減少と社会の急減な変化に対応し、「自立して 心豊かに生きる 未来を創造する」人材を育てるための県立高等学校の在り方について、主に次の観点から貴重な議論をお願いするものです。

<検討の観点>

1 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策

- ・Society5.0 時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす個別最適化された学び
- ・将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進
- ・地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び
- ・高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方
- ・地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方
- ・特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方
- ・時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

2 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策

- ・今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方
- ・普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方
- ・中山間地の小規模校の在り方
- ・公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方
- ・Society5.0 の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

「第3回今後の高校教育の在り方を検討する会」の開催結果について

令和2年2月26日
総合教育推進課
高等学校課

少子化の一層の深刻化により教育環境が大きく変化することを踏まえ、県内の高等学校の教育の充実及び実施体制の確保に向けて、県立及び私立高等学校の今後の在り方について、県立又は私立の枠を越えて検討を行う第3回目の会議を以下のとおり開催しました。

1 日時 令和2年2月18日(火) 14:00~16:10

2 場所 県庁特別会議室

3 出席委員 13名(欠席3名)

多田憲一郎 鳥取大学地域学部教授(座長)、御船齋紀 倉吉東高等学校長、永野智之 米子南高等学校長、足立祥一 米子市立湊山中学校長、福本希美香 鳥取県PTA協議会理事、野田修 鳥取家政学園理事長、岩本恭昌 松柏学院理事長、近藤香織 米子松蔭高校保護者会長、横井司朗 鶴鳴学園理事長、藤井貞宣 湯梨浜学園保護者会会长、小椋博幸 倉吉市教育委員会教育長、足羽英樹 県教育委員会事務局教育次長、木本美喜 県子育て・人財局長

4 会議の概要

各委員から「県内の高等学校の10年後の姿」や「特別支援等のための公立・私立協同の取組」等について、事前に意見をいただき、その結果をもとに意見交換を行いました。

《主な意見》

- 今後、統廃合を進めるとなった場合、単なる数合わせではなく、人材育成のための特色、あるいはねらいを明確化することが必要ではないか。
- 生徒数の減少に対して統廃合で学校規模を維持するのではなく、小さくても様々な特色のある学校をたくさん作って生徒に選択肢を与えることが望ましい。
- AIの進化により、知識の習得が個別最適化され、教師は生徒に対し、外部とのコーディネートの役割や様々な悩み等のカウンセラーの役割が求められてくるのではないか。
- 10年後のイメージとして、鳥取県の小回りが効く利点を活かし、東・中・西部の地区ごとに果たすべき役割や、専門性を持った学科を備えた自由な学校群を作ることはできないか。各学校群が集合体として色合いを持ち、生徒が自由に学んで回れるようができればよい。
- AIやIT、5Gといったことを考えると、それに対応した教育が必要であり、その結果そうした教育には少人数学級が最適ということになれば、財政負担はあっても少人数教育を実現すべきではないか。
- 今後、国のGIGAスクール構想などにより、タブレット端末等を使った課題解決学習などが主流になってきた時に、学校数や学校規模を今の学級基準を基に考えるのではなく、どのような集団規模がふさわしいのかを議論していくことが必要ではないか。
- 来年度から私立高等学校の就学支援金制度が拡充される中、経済的な理由で公立私立の選択するところがないような状況になれば、各学校の特色により生徒が集まってくると考えられることから、公私比率は必要ないのではないか。
- 県立高校の募集定員は、公私比率も踏まえながら一定程度の競争倍率を考慮していることから、ある程度の公私比率の目安が必要なのではないか。
- 公立・私立に関わらず高等学校の中にフリースクールをつくり、他校の生徒が通える等、生徒が自由に学ぶ場所を選べることを公私協同ができるのではないか。

5 その他

今後、これまでに開催した3回の会議における意見をとりまとめ、高校教育にかかる検討の参考にしていただくため、教育審議会、私立学校審議会、及び総合教育会議等に報告する予定です。

虐待対応マニュアルの策定及び行政説明会について

令和2年2月26日
いじめ・不登校総合対策センター

学校・教育委員会等において児童虐待対応について正しく理解し、早期発見と適切な対応、機関連携、学校等での研修等をさらに推進していくために「児童虐待の早期発見・早期対応のための虐待対応マニュアル」を策定し、教育関係者、虐待対応関係機関職員等を対象に行政説明会を開催しましたので報告します。

1 「児童虐待の早期発見・早期対応のための虐待対応マニュアル」について

(1) 主なポイント

虐待は児童生徒の安全や命を奪うものであるばかりでなく、自己肯定感の低下、愛着形成への影響など子どもの健全な成長に大きくかかわる重要なものとして、学校としてもその対応を重要視していかなければならない。本マニュアルは他県の虐待対応の事例をもとに、法に基づく速やかな通告などの的確な虐待対応の在り方、虐待が子どもに与える影響、教職員研修の手法等を具体的に示したものである。

○虐待の基本的な理解

- ・虐待の対応に関わる法令等とその内容

○虐待から生じる愛着形成の課題等の子どもへの影響

- ・虐待による影響を受けた子どもが示す態様
- ・子どもの心身へ与える影響

○虐待対応の実際

- ・学校における虐待の発見から通告、通告後の対応
- ・学校の役割、教育委員会の役割、機関連携について

○虐待に係る様々な対応

- ・学校における保護者からの要求への対応
- ・守秘義務と連携における個人情報保護について

○教職員研修の資料

- ・ケースメソッドによる学習法での研修のための事例、虐待を疑うポイント、担任や学校の対応例
- ・ロールプレイングによる研修のポイント、研修実施展開例

(2) 今後の流れ

市町村教育委員会、県立学校、関係機関等に通知（2月中を予定）

2 児童虐待に関する行政説明会について

(1) 目的

この度策定した「児童虐待の早期発見・早期対応のための虐待対応マニュアル」に基づき、学校等における対応の流れや組織的な対応方法、児童虐待が子どもに及ぼす影響や虐待防止に関する研修の在り方について説明し、学校等に求められる児童虐待の早期発見や適切な対応につなげる。

(2) 日 時 令和2年2月4日（火）午後1時から午後4時30分

(3) 会 場 琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」多目的ホール

(4) 参加者 169名

- ・教育関係者（スクールソーシャルワーカーを含む）147名
- ・関係機関職員（市町村虐待対応担当課、知事部局関係課、児童相談所、警察関係者等）22名

(5) 主な内容

県教育委員会による説明「児童虐待の早期発見・早期対応について」

講演「児童虐待が子どもに及ぼす影響」 講師：鳥取大学医学部教授 前垣義弘氏

講演「学校及び教職員の適切な虐待対応」、演習「児童虐待対応に係るロールプレイ」

講師：立命館大学産業社会学部教授 野田正人氏

(6) 参加者の感想

- ・虐待が疑われるケースにおいて学校が取るべき対応の理解、関係法規の認識、虐待への気付きが不十分だと感じている。虐待対応マニュアル等を校内で活用し、教職員の理解を深めたい。（学校関係者）
- ・具体的な会話などロールプレイング研修の大切さを感じた。（学校関係者）
- ・研修等を通して全教職員への周知を進めたり、関係機関と連携し体制づくりを改善したりするよう努める必要がある。各校での研修の実施を働きかけたい。（教育委員会職員）

令和元年度いじめ・不登校対策本部会議について

令和2年2月26日

いじめ・不登校総合対策センター

いじめの問題、不登校への対応・未然防止に向けた対策について、県教育委員会関係課等をあげて取り組むため「いじめ・不登校対策本部会議」を以下のとおり開催し、「不登校支援のための背景把握シート」の結果をもとに今後の不登校対策についての協議を行いましたので報告します。

- 1 日時 令和2年2月19日（水）午前10時から11時30分まで
2 場所 鳥取県庁第2庁舎 第32会議室
3 出席者 教育長、教育次長、関係課長等（東・中・西部各教育局、教育総務課、教育人材開発課、教育センター、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、社会教育課、人権教育課、体育保健課、いじめ・不登校総合対策センター）

4 主な内容

（1）鳥取県の不登校支援の考え方について

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある。
- ・学校の果たす役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るために取組が重要である。
- ・学校は個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することやその環境づくり、学校教育になじめない児童生徒について学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある。
- ・不登校の要因・背景によっては家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働きかけを行う必要があること、保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要である。

（2）「不登校支援のための背景把握シート」の調査結果について

- ・不登校と「本人の困り感」の関連が強い。
- ・「学校環境」の中では「学業不振」の割合が高く、関連する「本人の困り感」の中の「学習（読み・計算等）への不得意さ」の割合も高い。
- ・「学校環境」の中では「友人関係」の割合が2番目に高く、関連する「本人の困り感」の中の「対人関係やコミュニケーションからの困り感」の割合も高い。
- ・「家庭環境」の中の「親子関係の困り感」、「本人の困り感」の中の「情緒の不安定さ」の割合も高い。

（3）これまでの取組及び調査結果から考えられる課題

- ・学校・教育委員会における取組の課題：多様性に応じた個別支援の難しさ・不十分さ
- ・家庭・保護者への支援の課題：保護者の困り感をサポートする体制が整っていない

（4）不登校対策に係る今後の方針と具体的取組について

◆不登校支援は、児童生徒理解に基づいた支援の充実が柱となる

○保護者のための不登校相談窓口の設置

○保護者と不登校支援機関の協働による研修会及び情報交換等の取組

○校内サポート教室の設置（試行的取組、県内3中学校）

○教職員の指導力向上に向けた学校のための不登校相談窓口の設置

○「不登校の理解と支援のための教職員研修資料『あした、また学校でⅢ』」の改訂

【意見】・校内サポート教室は学校体制で進めることが大切である。

- ・保護者の不安等への支援が必要であることから、保護者に届けるべき情報の周知や発信の仕方の工夫が必要である。
- ・児童生徒理解及びそれに基づく支援等について、これまでに策定された手引き等の内容が各学校で実践されるための取組の工夫が必要である。

（5）まとめ

- ・今の取組を教育委員会各課・センターが協働体制で進めていく必要がある。
- ・教員の指導力と併せて、教員がアンテナを高くし、子どもの状況を見取る力が求められる。
- ・「一番困っているのは子ども」という視点で今の対応からもう一步踏み込んだアプローチが必要である。

令和元年度
いじめ・不登校対策本部会議

【日時】 令和2年2月19日（水）10：00－11：30

【場所】 鳥取県庁 第2庁舎4階 第32会議室

日 程

1 あいさつ

2 説明・報告

(1) 鳥取県の不登校支援の考え方について

資料 1

(2) 「不登校支援のための背景把握シート」の調査結果及び考察等について

資料 2

(3) 不登校対策に係るこれまでの取組及び調査結果から考えられる課題について

資料 2

3 協議

不登校対策に係る今後の方向性と具体的取組について

資料 2

①教職員の指導力の向上及び子どもが安心して過ごせる居場所づくり

○「不登校の理解と支援のための教職員研修資料『あした、また学校でⅢ』」の改訂

○教職員の指導力向上に向けた学校のための不登校相談窓口の設置

○校内サポート教室の設置（試行的取組、県内 3 中学校）

②保護者が相談しやすい環境づくり

○保護者のための不登校相談窓口の設置

③子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築

○保護者と不登校支援機関の協働

4 あいさつ

【資 料】

1 鳥取県の不登校支援の考え方について	2-2 「不登校支援のための背景把握シート」による調査結果に基づく不登校対策に係る対応について
2 「不登校支援のための背景把握シート」の調査結果及び考察等について	2-3 今後の不登校支援について 別添 いじめ・不登校対策本部設置要綱
2-1 「不登校支援のための背景把握シート」による調査結果の概要	

鳥取県の不登校支援の考え方について

鳥取県教育委員会

※令和元年10月25日文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」より引用

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

- ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒を中心におき、周りの大人がその困り感に応じた適切な支援を行う。
- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮する。
- ・不登校になった要因・背景が多様・複雑化し、個々の状況に即した支援が必要であることから、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

(2) 学校教育の意義・役割

- ・学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。
- ・不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因・背景、継続理由を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することやその環境づくり、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要である。
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める。
- ・それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターやICTを活用した学習支援、フリースクールでの受け入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行う。

(3) 家庭への支援

- ・家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけを行うことが重要である。
- ・不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要である。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」「アセスメントシート」を活用した組織的・計画的支援

- ・不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を組織的に策定することが重要である。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

①魅力あるよりよい学校づくり

②いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

- ・いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合があることを理解する。そのような場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、本人及び保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上での的確な支援を行う。

③児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

- ・学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれる。

④保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

- ・社会総掛かりで児童生徒を育んでいくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。

⑤将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

- ・児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力等を身に付けることができるよう、学校・家庭、地域における取組を推進することが重要である。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

①不登校に対する学校の基本姿勢

- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要である。
- ・不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員（教育相談コーディネーター等）を明確に位置付けることが必要である。

②効果的な支援に不可欠なアセスメント

- ・不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。
- ・アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

- ・学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

④家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

- ・学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要がある。また、家庭訪問を行う際、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行う必要がある。

⑤不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

- ・不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- ・不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、プリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある。

(5) 中学校等卒業後の支援（中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援）

- ・中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要である。

(6) 教員の資質向上

- ・教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。
- ・指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

(7) 訪問型支援など保護者への支援の充実

- ・教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。
- ・プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

「不登校支援のための背景把握シート」の調査結果及び考察等について

- 1 これまでの不登校対策の方向性について
 - ① 学校・教育委員会における取組の充実
 - ② 家庭・保護者への支援の充実
 - ③ 関係機関等との連携

- 2 県教育委員会におけるこれまでの取組について
 - ① 学校・教育委員会における取組の充実
 - ・教育相談体制充実のための取組（「教育相談体制充実のための手引き」「ケース会議マニュアル」の作成等）
 - ・各種研修の実施（教科指導、学級経営等）
 - ・学力向上対策、授業改善の推進（教科でつながる小中連携事業、「算数・数学の授業づくり」小冊子の作成等）
 - ・特別支援教育等の推進（通級指導教室における支援、特別支援学校のセンター的機能等）
 - ・S C、SSW、LD等専門員等専門家の配置
 - ② 家庭・保護者への支援の充実
 - ・教育相談窓口の設置、専門医による教育相談会、保護者向け研修会
 - ・S C、SSW、LD等専門員等専門家の配置
 - ・家庭教育に係る事業（家庭教育アドバイザー派遣事業、リーフレットの作成等）

- 3 調査結果による不登校児童の要因・背景の傾向と割合が高かった項目

【資料2-1参照】

 - ◆不登校と「本人の困り感」の関連が強い。
 - ◆「学校環境」の中では「学業不振」(26.2%)の割合が高く、関連する「本人の困り感」の中の「学習（読み・計算等）への不得意さ」(20.5%)の割合も高い。
 - ◆「学校環境」の中では「友人関係」(24.0%)の割合が2番目に高く、関連する「本人の困り感」の中の「対人関係やコミュニケーションからの困り感」(30.6%)の割合も高い。
 - ◆「家庭環境」の中の「親子関係の困り感」(22.7%)、「本人の困り感」の中の「情緒の不安定さ」(21.8%)の割合も高い。

(※H30 県内公立小学校不登校児童229人を対象として調査)

- 4 これまでの取組及び調査結果から考えられる課題 【資料2-2参照】
 - ① 学校・教育委員会における取組の充実
 - ・多様性に応じた個別支援の難しさ・不十分さ
 - ・様々な課題に応じた教職員研修の充実
 - ・研修内容やマニュアル等が各学校で活用・周知しきれていない
 - ・教職員が多忙であり、関係機関等へ相談しにくい現状がある（学校組織体制）
 - ② 家庭・保護者への支援の充実
 - ・保護者の困り感をサポートする体制が整っていない
 - ・すべての保護者及び支援を求めている保護者に子育て等の必要な情報が届いていない
 - ・保護者が悩みを相談できる相手や場所が身近にない
 - ・子育てを支えてくれる人が身近にいない
 - ・保護者が相談するためのS C、SSWの勤務時間数が十分でない

5 今後の不登校対策の方向性【資料2-2参照】

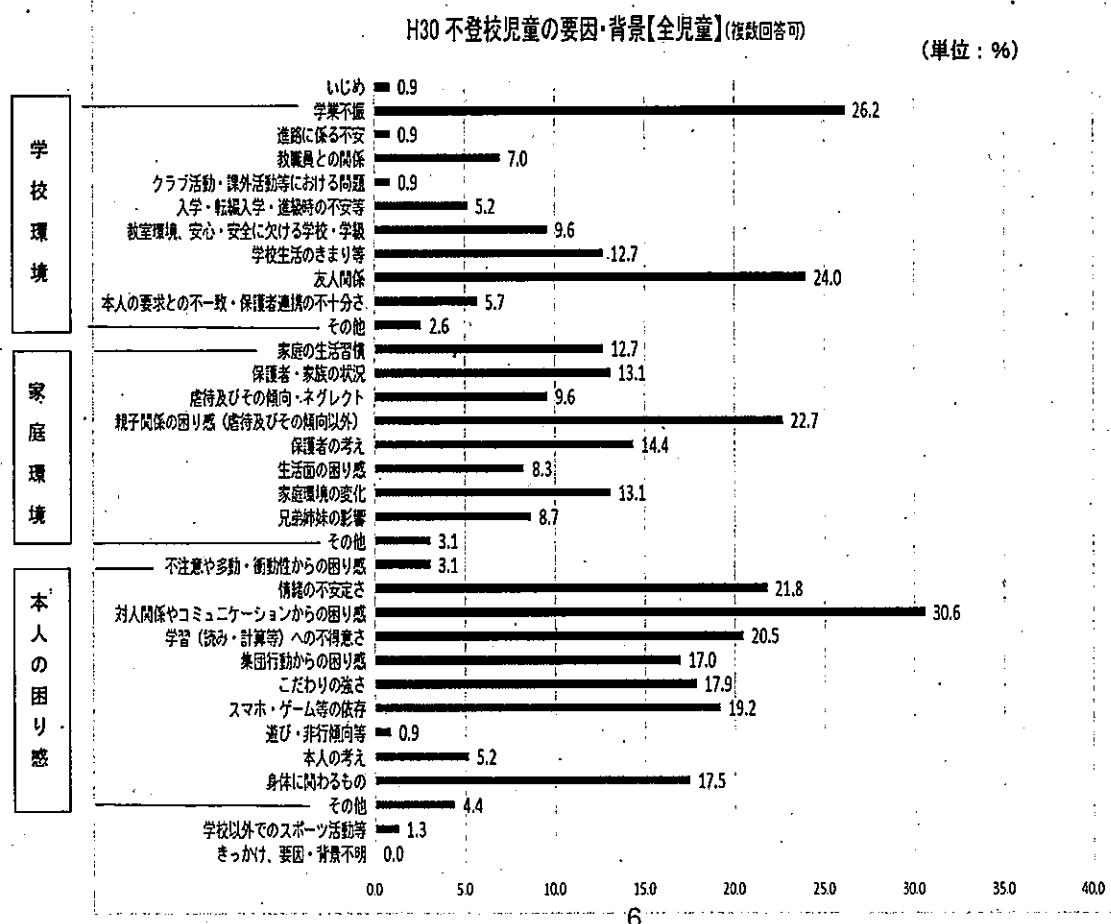
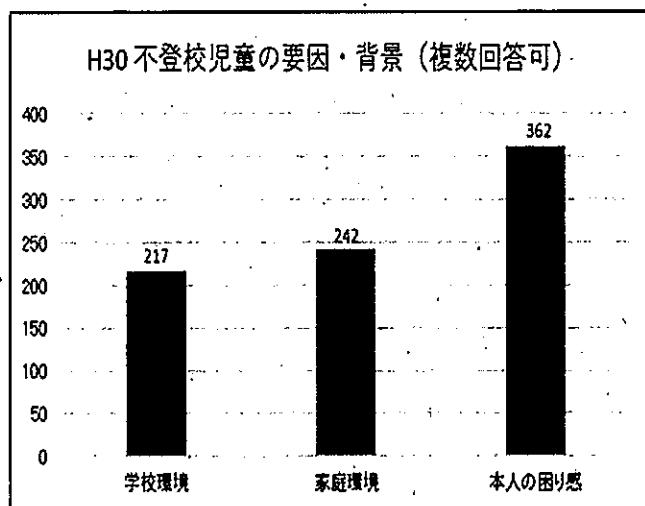
不登校支援は、児童生徒理解に基づいた支援の充実が柱となる

- ① 学校・教育委員会における取組の充実 → 教職員の指導力の向上
→ 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- ② 家庭・保護者への支援の充実 → 保護者が相談しやすい環境づくり
- ③ 関係機関等との連携の充実 → 子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築

6 不登校対策に係る具体的取組（案）【資料2-3参照】

- ① 教職員の指導力の向上及び子どもが安心して過ごせる居場所づくり
 - 「不登校の理解と支援のための教職員研修資料『あした、また学校でⅢ』」の改訂文部科学省の通知等により不登校の支援の在り方について新たな方向性が示されていることや県としても教育相談体制の充実のための取組等を新たに進めていること等から、研修資料『あした、また学校でⅢ』を改訂する。
 - 教職員の指導力向上に向けた学校のための不登校相談窓口の設置
不登校の対応等について学校（教職員）が相談できる窓口を設置し、不登校等の対応を行う学校・教職員を支援する。
 - 校内サポート教室の設置（試行的取組、県内3中学校）
通常の学級での学習等や集団での生活が困難となった生徒が自分のペースで安心して過ごせ支援を受けることができる、特別の教室を開設する。
- ② 保護者が相談しやすい環境づくり
 - 保護者のための不登校相談窓口の設置
不登校児童生徒の保護者が相談できる窓口（電話相談、来所相談）を設置し、適切な子どもへの関わりを促すとともに保護者の精神的負担の軽減を図る。
- ③ 子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築
 - 保護者と不登校支援機関の協働
県教育支援センター（ハートフルスペース）、不登校親の会、市町設置の教育支援センター、県内フリースクールが協働し、不登校支援に係る情報をより多くの支援者・保護者に届ける研修会及び情報交換会等の取組を行う。

「不登校支援のための背景把握シート」による調査結果の概要



- 1 不登校児童の要因・背景全般にわたる傾向
- ・不登校と「本人の困り感」の関連が強い。
 - ・「本人の困り感」の中でも「対人関係やコミュニケーションからの困り感」の割合が高く、関連する「学校環境」の中の「友人関係」の割合も高い。
 - ・「学校環境」の中の「学業不振」の割合が高い。
 - ・「家庭環境」の中の「親子関係の困り感」の割合が高い。

- 2 年代別で割合が高かった特徴的な要因・背景の項目とその項目に影響したと考えられること

年代	項目	考えられる影響
低学年	集団行動からの困り感	幼稚園・保育所からの環境の変化
	親子関係の困り感	母子分離、保護者の子育ての不安
	身体に関わるもの	身体的、心理的未発達からの身体症状
中学年	学習（読み・計算等）への不得意さ	抽象的な学習内容への変化 個人差の出現
高学年	親子関係の困り感	思春期に入り始める時期
	スマホ・ゲーム等の依存	電子メディア機器の利用が高まる年代

- 3 年代別で割合が高かった不登校の「きっかけ」となる項目と考え方

年代	項目	考え方
低学年	親子関係の困り感	年代が低いと親子関係や家庭の状況が登校することに影響しているが、年代が上がるにつれ、友人との関係が影響するようになる。
中学年	友人関係 対人関係やコミュニケーションからの困り感	
	保護者・家族の状況	
高学年	友人関係 対人関係やコミュニケーションからの困り感	

- 4 平成30年度末における児童の変容に係る項目

年代	変容に係る項目
低学年	「本人の困り感」に係る要因・背景がある場合、登校する又はできるようになった児童の割合が高くなる。
高学年	「学業不振」が要因・背景にある場合、登校する又はできるようになった児童の割合が高くなる。
	「スマホ・ゲーム等の依存等による生活の乱れ」が要因・背景にある場合、好ましい変化が見られない割合が高くなる。

5 調査の概要

○調査対象

平成30年度県内公立小学校における30日以上欠席の不登校児童229人

○調査方法

- ・令和元年8月に市町村教育委員会にいじめ・不登校総合対策センターから依頼し、9月に回収
- ・各市町村教育委員会が必要に応じて当該小学校に確認をとりながら回答

「不登校支援のための背景把握シート」による調査結果に基づく対応に係る対応について

いじめ・不登校総合対策センター

【学校・教育委員会における取組の充実】

- 【いじめ・不登校総合対策センター】
 - ・「教育相談体制充実のための手引き」の作成
 - ・「ケース会議マニュアル」の作成
 - ・教職員のための研修会の実施
 - ・S.C.、SSW等専門家の配置
 - ・特別支援教育課
 - ・特別支援教育の推進
 - ・通級指導教室における指導・支援
 - ・LD等専門員の巡回支援
 - ・特別支援学校のセンター的機能の実施
 - ・特別支援教育に関する研修会の実施
- 【教育委員会における取組】
 - ・「不登校のための背景把握シート」による調査から、不登校児童の要因・背景として割合の高かった項目等を、以下のように整理した
 - ・不登校と「本人の困り感」の関連が強。
 - ・「学校環境」の中では「学業不振」の割合が高く、関連する「本人の困り感」の中の「学習（読み・計算等）への不得意感」の割合も高い。
 - ・「学校環境」の中では、「友人関係」の割合が2番目に高く、関連する「本人の困り感」の中の「対人関係やコミュニケーションからの困り感」の割合も高い。
 - ・「家庭環境」の中の、「親子関係の困り感」、「本人の困り感」の中の「情緒の不安定さ」の割合も高い。

これまでの取組と、調査結果から考えられる課題を検証し、今後の対応について以下のように考えた。

【学校・教育委員会における取組の充実】

- ・多様性に応じた個別支援の難しさ・不十分さ
- ・様々な課題に応じた教職員研修会実施
- ・研修内容やマニュアル等が各学校で通用・周知しきれていない
- ・教職員が多くてあり、隣接施設等へ搬入しにくい現状がある（学校組織体制）

【家庭・保護者への支援の充実】

- ・保護者の困り感をサポートする体制が整っていない
- ・すべての保護者及び支援を求めている保護者に子育て等の必要な情報が届いていない
- ・保護者が悩みを相談できる相手や場所が身近にない
- ・子育てを支えてくれる人が身近にいない
- ・保護者が相談するためのS.C.、SSWの勤務時間数が十分でない

oo

方針の
具体的取組（表）

- ① 教職員の指導力の向上及び子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- ② 家庭・保護者への支援の充実 → 保護者が相談しやすい環境づくり

【家庭・保護者への支援の充実】

- ① 「不登校の理解と支援のための教職員研修資料『あした』、また学校でIII』の改訂 → 不登校の支援の新たな方向性、新たに進めている教育相談体制の方針のための部組等を示す
- 教職員の指導力向上に向けた学校（教職員）が相談できる窓口を設置する
- 校内サポート教室の設置（平行的、県内3中学校） ⇒ 通常の学級での学習等や集団での生活が困難となつた生徒が自分のペースで安心して過ごせ支援を受けることができる、特別の教室を開設する
- ② 保護者が相談しやすい環境づくり
- 保護者のための不登校相談窓口の設置 ⇒ 不登校児童生徒の保護者が相談できる窓口（電話相談、来所相談）を設置する
- ③ 子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築
- 保護者と不登校支援機関の協働 ⇒ 保護者と不登校支援機関が協働し、不登校支援團体が協働し、不登校支援団体に係る情報により多くの支援者・保護者に届ける研修会及び情報交換会等の取組を行う

保護者及び教員のための「不登校相談窓口」の設置

不登校の保護者の困り感を気軽に相談できる相談窓口が必要である。



<目的>

不登校児童生徒の保護者が相談できることで、保護者の困り感を受け止めたり、支援に係る助言等を行つたりすることで適切な関わり方を促すとともに、保護者の精神的負担等の軽減を図る。



⑨

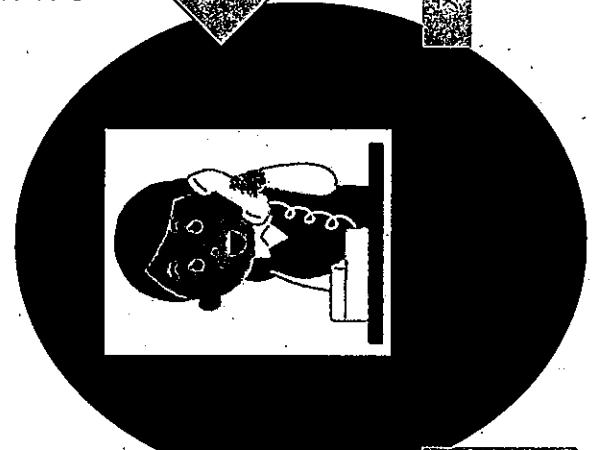
- 不登校の子どもへの関わり方の相談
- 学校の対応に対する相談

個々の教職員の困り感や不登校支援について専門的に相談できる相談窓口が必要である。

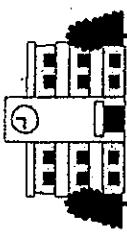


<目的>

不登校の対応等について学校（教職員）が相談できる窓口を設置し、児童生徒への対応、保護者への支援、組織体制づくり等に係る助言、援助を行う。



- 個別の事案に係る相談
- 学校の組織体制に係る相談
- 教職員研修の要請



不登校生徒の校内サポート教室の試行設置

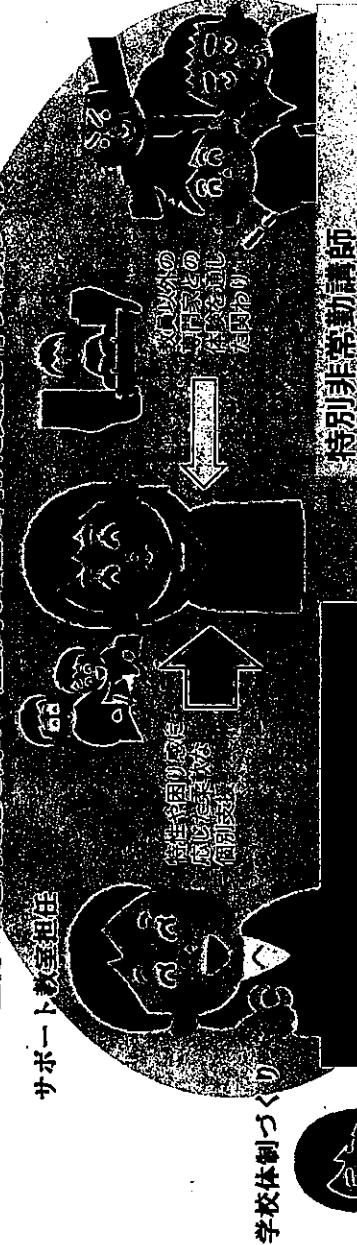
東部・中部・西部の3中学校配置

学校内の相談室「保健室」、「相談室」「保健室等校内相談室」、各名は、
（H30中学校不登校86人）、「保健室」、「相談室」、「保健室等校内相談室」
教室内には入れないが、117人（全校生徒数は、約40%）の支援を
見られる生徒が81人（計19.9人）

<サポート教室とは>

通常の学級での学習や集団での生活が困難になった生徒に対し、教室復帰のみを目標とすることではなく、個々の生徒のベースで学校生活が送れるよう、特性や困り感等に応じたきめ細かな支援を行うためには設置する学校内の教室

状況に即した専門の会員を交えた会議を開き、社会的な自立に向けた支援を提供することで、
生徒の自己肯定感を高め、社会的な自立に向けた支援を行なう環境づくり



<支援生徒のイメージ>

- いじめが原因で、友人への不信感、教室に入るとめまいや吐き気がするという生徒。
- HSC(High sensitive Child)とよばれる人一倍敏感な生徒（大きな音や、大量の情報に圧倒されてしまうことがあります）、特に決められた時間にたくさんのことを行なうことがならないときにパニック傾向になることがある。）
- 自己肯定感の低下から自信がもてなく不安が増大している子

<設置にあたっての注意事項>

- 児童生徒の特性や困り感等に配慮し、他の児童生徒の視線及び導線に配慮して学習できる場所選び、ならびに落ち着いて学習できる環境整備を行なう。
- サポート教室の運営を支援するための学校体制を整える。

- 教室に通う生徒の
・学習支援
・教育相談
・教育相談コーディネーター等の調整
・保護者相談等
- 自己肯定感を高める支援を行う
・自己肯定感を高める支援を行なう

いじめ・不登校対策本部設置要項

(目的)

いじめの問題は全国的に大きな社会問題にまで発展しており、また、不登校について鳥取県ではすでに様々な対策を講じているにもかかわらず不登校児童生徒の増加は看過できない状況にある。

そこで、これらの対策を鳥取県教育の重要な課題ととらえ、「いじめ・不登校対策本部」(以下「対策本部」とする)を設置し、その改善と未然防止を図る。

(任務)

対策本部は、次の事項を調査・分析・審議する。

- (1) いじめ、不登校の状況に関すること
- (2) いじめ、不登校の状況に応じた方策に関すること
- (3) いじめ、不登校の未然防止に関すること
- (4) その他、いじめ、不登校問題に関すること

(組織)

対策本部は、次に掲げる者で構成する。

教育長、教育次長、次長、各教育局長、教育総務課長、教育人材開発課長、小中学校課長、高等学校課長、特別支援教育課長、社会教育課長、人権教育課長、体育保健課長、教育センター所長、いじめ・不登校総合対策センター長

(本部長及び副本部長)

対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は教育長、副本部長は教育次長とする。

(会議)

対策本部の会議は、教育長が招集し、教育長が議長となる。

(庶務)

対策本部の庶務は、いじめ・不登校総合対策センターにおいて行う。

鳥取県立美術館整備運営事業に係る審査結果等について

令和2年2月26日
博物館

鳥取県立美術館整備運営事業について、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）がとりまとめられた提案内容の審査結果等及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の規定による客観的評価の結果を公表したのでその概要を報告します。

記

1 審査結果等

(1) 審査結果

	Aグループ	Bグループ（落札者）	Dグループ
加点審査点（配点 700 点）	411.00 点	459.00 点	451.00 点
価格審査点（配点 300 点）	0.42 点	1.65 点	1.34 点
総合評価点（合計 1,000 点）	411.42 点	460.65 点	452.34 点

(2) 審査講評

ア 落札者（B グループ）

回遊性の高い優れた平面計画とデザイン、バランスの取れた構造や設備、収蔵する美術品の保全に不可欠な空調管理など維持管理体制が具体的に構築され、また、社会教育施設である美術館の特性を理解し、美術館運営上の様々な事象や対策が詳細に検討されており、さらに、県や県民との対話・協力を重視して、「未来を『つくる』美術館」を掲げた基本計画を具現化する姿勢は、多くの人々が繰り返し足を運び親しまれる「県民立美術館」の実現を達成するものとして高く評価された。

イ A グループ

県産材を多用し、鳥取県ゆかりの仮屋や絆を取り入れたコンセプトを基に、周辺の白壁土蔵群や山なみとの調和を考えた、美術館設計実績の豊富な世界的建築家による独創的な設計と魅力のある意匠が評価された。

ウ D グループ

美術館運営に関して、デジタル表現を活用した提案が随所に見受けられ、新しい美術館をめざしながら、公共施設におけるホスピタリティとコンシェルジュマインドの重要性を強調していることが評価された。

2 落札者の提案により期待される効果

民間事業者としての創意工夫が大いに發揮されたものであり、基本計画の実現ひいては良質な公共サービスの提供がもたらされることが期待される。

また、県が従来手法で実施する場合と比較した結果、県の財政負担額は、10%を超える縮減効果を見込むことができる。

(今後のスケジュール)

令和2年3月 事業本契約の締結

令和2年前半～ 設計及び建設工事・開館準備

令和6年度中 開館

資料1 鳥取県立美術館整備運営事業審査講評

資料2 客観的評価結果の公表

鳥取県立美術館整備運営事業
審査講評

令和2年2月6日

鳥取県教育委員会
公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
(美術館整備運営事業)

〈 目 次 〉

I.	審査会.....	1
II.	落札者の決定方法.....	2
III.	審査結果.....	3
IV.	審査講評.....	7

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
(以下「審査会」という。)は、鳥取県立美術館整備運営事業（以下「本事業」という。）
に関して、落札者決定基準に基づき提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査
講評をここに報告します。

令和2年2月6日

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
委員長 林田 英樹

I. 審査会

1 審査会の構成

審査会の構成は以下のとおりである。

	氏名	役職等
委員長	林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元基本構想検討委員会会長、元・基本計画策定アドバイザリー委員会座長
委員	衣笠 幸雄	TBSテレビ社長室顧問、前TBSサービス社長、元基本構想検討委員会委員
委員	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
委員	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
委員	光多 長温	公益財団法人都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授
委員	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、堀越英嗣ARCHITECT 5代表、元鳥取環境大学教授
委員	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長・環境学部教授（建築）
委員	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
委員	池上 祥子	鳥取県地域づくり推進部文化振興監兼文化政策課長

2 審査会の開催経過

審査会の開催経過は、以下のとおりである。

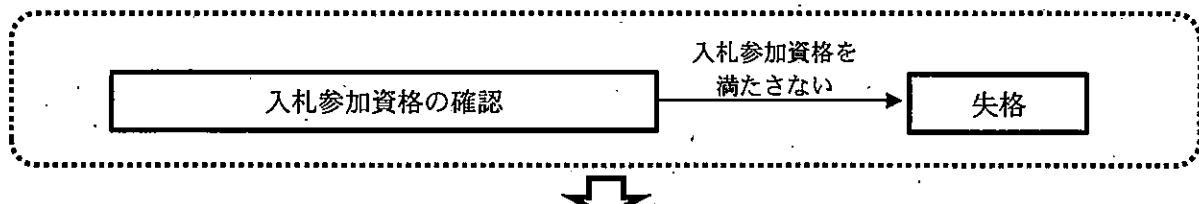
回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年11月20日	基本スキーム、事業者選定方法、選定スケジュール
第2回	平成31年2月12日	マーケットサウンディング結果報告、落札者決定基準
第3回	令和元年6月6日	質問回答結果報告、落札者決定基準
第4回	令和元年12月17日	審査書類確認、重点対話報告、質疑内容整理
第5回	令和2年1月9日	県民参加型公開プレゼンテーション、事業者ヒアリング
第6回	令和2年1月10日	最優秀提案の選定
第7回	令和2年2月4日	審査講評（書面評決）

II. 落札者の決定方法

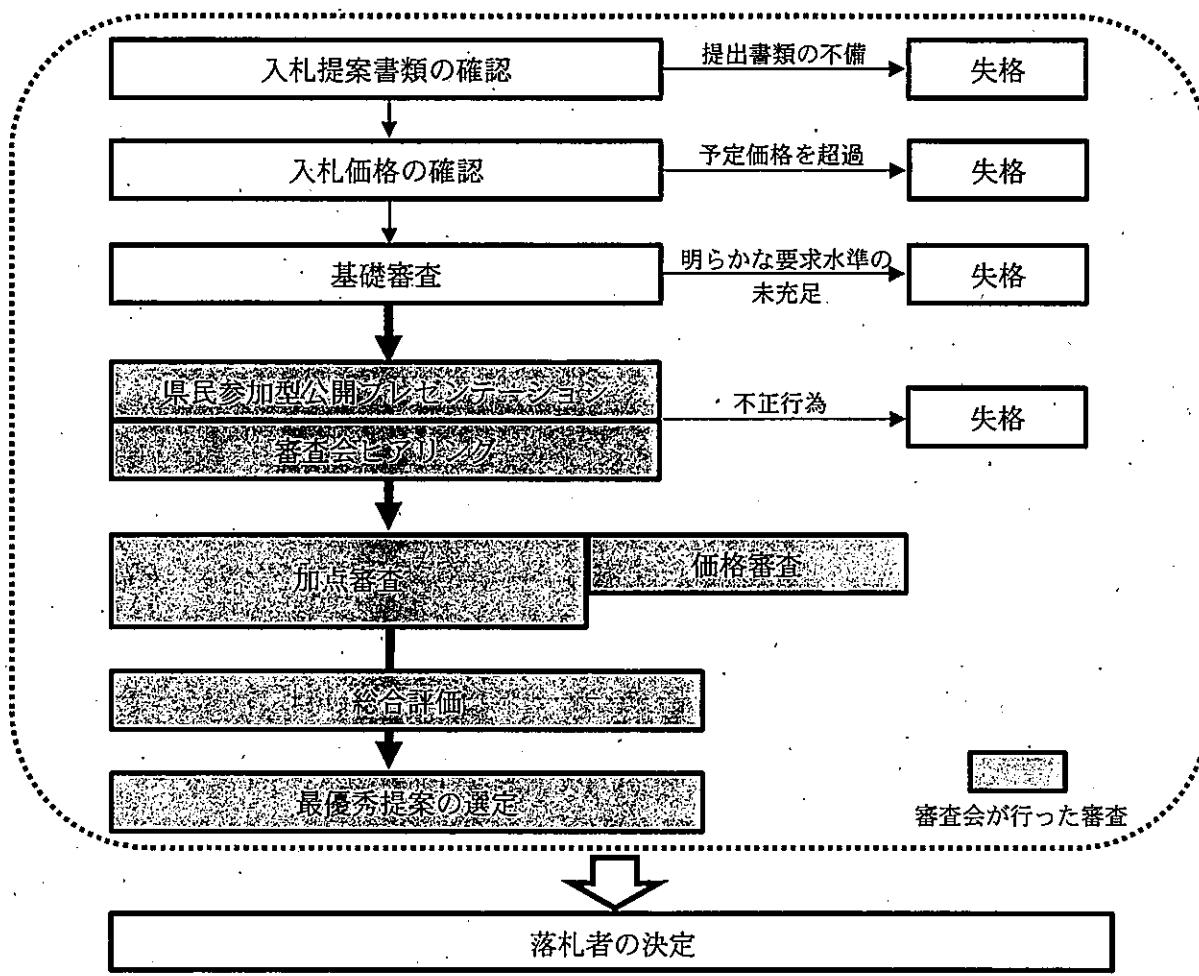
本事業における事業者の選定は、入札価格に加え、施設や整備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により、次の手順で実施した。

また、本事業では、事業者と連携しながら、平成30年7月に策定した鳥取県立美術館整備基本計画（以下「基本計画」という。）の実現を目指すことから、事業者の選定に際しても、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウを期待するところである。したがって、県の想定を超えて積極的な提案を行う者については、基本計画の実現可能性を踏まえたうえで評価した。

■入札参加資格の確認



■提案審査



III. 審査結果

審査は、事業者の参加資格を確認する「入札参加資格の確認」、提案内容等を審査する「提案審査」に分けて実施した。審査会は、本事業に係るすべての審査過程を、県が公表した入札説明書等に記載されている事業者選定方法にのっとって実施したことを見た。

1 入札参加資格の確認

令和元年8月23日の締切日までに、4グループから入札参加表明及び入札参加資格確認書類の提出があり、入札説明書に規定する入札参加者の備えるべき参加資格要件を有していることを確認するとともに、県は、各グループに対し、令和元年8月27日付で参加資格の確認結果を通知した。審査会は確認結果通知が県より発出されたことを確認した。

2 提案審査

令和元年11月29日の締切日までに、入札参加資格を有する3グループから入札書及び提案書等が県に提出された。県及び審査会は、落札者決定基準に基づき以下の手順で提案審査を行った。

(1) 入札提案書類の確認

県は、全3グループについて、提出書類がすべて入札説明書のとおり揃っていることを確認した。

(2) 入札価格の確認

県は、全3グループについて、入札書に記載された入札価格が県の設定する予定価格を超えてないことを確認した。

(3) 基礎審査

県は、各グループから提出された入札書及び提案書等について、全3グループが落札者決定基準に掲げる審査項目を満たしていることを確認するとともに、事業提案内容について、明らかな要求水準の未充足がないことを確認した。

(4) 県民参加型公開プレゼンテーション等

県は、本事業の提案審査の一環として、令和2年1月9日に入札参加者による、審査会に対するプレゼンテーションを実施した。このプレゼンテーションの開催にあたっては、県民が傍聴できる形（県民参加型公開プレゼンテーション）で行うとともに、県民によるアンケートを実施し、当該アンケート結果を審査会において確認した。

同日、県民参加型公開プレゼンテーションに引き続き、全3グループに対して提案内容に関する審査会によるヒアリングを実施した。

(5) 加点審査・価格審査

【提案審査の配点】

審査項目（大項目）	配点
加点審査	700点
(1) 事業全般に関する事項	245点
(2) 設計・建設業務に関する事項	165点
(3) 維持管理業務に関する事項	70点
(4) 運営業務に関する事項	140点
(5) その他特筆すべき提案に関する事項	80点
価格審査	300点
合計（総合評価点）	1,000点

①加点審査

審査会は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、加点審査の評価項目ごとに審査を行い、委員の合議により得点を付与した。

加点審査項目を評価する際は、以下の評価基準に基づき実施し、得点化に当たっては、各項目の評価点を算出する際に小数点以下を四捨五入している。

【加点審査項目の評価基準】

評価	内容	評価点
A	非常に優れている	各項目の配点×1.0
B	B+ Bの評価より優れているがAの評価に至らない	各項目の配点×0.9
	B 優れている	各項目の配点×0.8
	B- Bの評価より劣っている	各項目の配点×0.7
C	C+ Cの評価より優れているがB-の評価に至らない	各項目の配点×0.6
	C やや優れている	各項目の配点×0.5
	C- Cの評価より劣っている	各項目の配点×0.4
D	D+ Dの評価より優れているがC-の評価に至らない	各項目の配点×0.3
	D 要求水準を上回ることが確実と見込まれる	各項目の配点×0.2
	D- Dの評価より劣っている	各項目の配点×0.1
E	要求水準を満たす程度であり、特に優れた提案はない	各項目の配点×0.0

【加点審査結果】

評価項目	配点	A グループ	B グループ	D グループ
(1) 事業全般に関する事項				
本事業における基本方針／実施体制／事業戦略	70	42.00	42.00	49.00
経営管理	30	18.00	18.00	18.00
事業収支計画／リスク想定及び対策と事業継続性の担保／モニタリング	45	23.00	27.00	32.00
地域経済・社会への貢献	100	60.00	70.00	70.00
小計	245	143.00	157.00	169.00
(2) 設計・建設業務に関する事項				
全体計画・取組方針／施設デザイン／独創性	60	36.00	42.00	36.00
諸室計画／構造計画／設備計画	55	33.00	44.00	33.00
ユニバーサルデザイン／経済性／環境性／建設業務における提案	50	30.00	35.00	30.00
小計	165	99.00	121.00	99.00
(3) 維持管理業務に関する事項				
建築物の機能・性能保持／作品環境の保全／利用者の快適性／防災・防犯	70	42.00	49.00	42.00
小計	70	42.00	49.00	42.00
(4) 運営業務に関する事項				
運営体制	40	24.00	24.00	28.00
展示・施設運営	50	25.00	30.00	30.00
開館準備／広報・集客	50	30.00	30.00	35.00
小計	140	79.00	84.00	93.00
(5) その他特筆すべき提案に関する事項				
レストラン・カフェに係る運営計画／ミュージアムショップに係る運営計画／自主事業・民間提案事業に関する提案／重点対話への取組み・提案全般に対する魅力	80	48.00	48.00	48.00
小計	80	48.00	48.00	48.00
加点審査合計点	700	411.00	459.00	451.00

②価格審査

審査会は、入札参加者から提出された入札書に記載された金額について審査を行い、得点を付与した。得点化に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までとしている。

【価格審査の得点化方法】

$$\text{価格審査点} = \text{価格審査点の満点} \times (1 - \text{当該入札額} / \text{予定価格})$$

【価格審査結果】

	A グループ	B グループ	D グループ
入札価格（円） (税込金額)	14,324,647,126	14,265,981,372	14,280,726,560
価格審査点	0.42	1.65	1.34

（6）総合評価

審査会は、加点審査合計点に価格審査点を加えた値により総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を行ったBグループを最優秀提案者として選定した。

【総合評価結果】

	A グループ	B グループ	D グループ
加点審査合計点	411.00	459.00	451.00
価格審査点	0.42	1.65	1.34
総合評価点	411.42	460.65	452.34

IV. 審査講評

1 事業全般に関する事項

評価項目	審査講評
本事業における基本方針	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、「みんなのリビング」という基本方針に沿って、事業者の果たすべき役割を明確に実施体制、事業戦略としてまとめられている点が評価された。 Bグループは、文化芸術基本法、アートピアとっとり行動指針への理解に基づき、建設予定地の資源・特性を分析し、年間1,000以上のプログラムを実施し、いつ来ても楽しめる美術館の運営方針が評価された。 Dグループは、県内企業が中心となり県民・団体・企業が参加して美術館をサポートする「とっとりアートコミュニティ」を創設し、日常的にアートを体感できる交流の美術館を意識した提案が評価された。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、PFIの経験豊富な民間企業を中心としたSPCを組成し、代表企業から総括責任者を派遣する体制を整えている。公的美術館における官民連携の一つのモデルを提示した点が評価された。 Bグループは、豊富な実績をもとに、設計、建設、ファイナンス、レストラン・ショップ等の附帯事業に民間の経営力・技術力を傾注し、県が行う業務を常に理解し、客観的アドバイスを行う点が評価された。 Dグループは、PFI事業の経験豊富な大手企業がリードし、各業務の実施を県内企業が担うこととし、明確な意思決定・責任体制に基づき県との対話・協働体制の実現と事業継続性を意識した提案であることが評価された。
事業戦略	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、設計・建設・工事監理の各分野での大手企業と地元企業との安定的な協働体制が提案され、鳥取らしさを体感・発信できる施設を実現する点が評価された。 Bグループは、建設予定地の資源・特性を分析し、施設への県産材、和紙の活用、倉吉の歴史的背景・資源も活用したマーケティング・ブランディング戦略の提案が行われている点が評価された。 Dグループは、県産材の活用による愛着等にも言及し、日常的にアートを体感できる美術館の運営のため、県内企業が中心となり県民、団体、企業が美術館をサポートする組織の創設を提案していた点が評価された。
経営管理	<ul style="list-style-type: none"> いずれのグループも、県学芸員との連携体制を具体的に提案している点が評価された。 Aグループは、多様な集客による収益獲得を提案するとともに、経営戦略会議（仮称）における対話、指揮命令系統の明確化を通じて、県美術館に官民連携の新しい形を提案している点、剩余金の処分方針も明示している点が評価された。 Bグループは、経営戦略会議（仮称）をさらに「運営連絡会議」、「県／SPC連絡協議会」に分けて設置することを想定し、対話を通した新たな官民連携の形を提案している点が評価された。 Dグループは、具体性のある資金調達・償還・管理計画に基づき、経営戦略会議（仮称）のほかに分科会を提案し、収益が想定を上回った場合における剩余金の約3割を県の要望によって美術館運営に還元する点が評価された。
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、キャッシュフリーザーブ水準等が的確で、詳細な収支計画及び資金調達計画を示しており、DSCR水準も妥当である点、建中ファイナンスや劣後債の挿入のあり方も納得性の高い点が評価された。

	<ul style="list-style-type: none"> Bグループは、利用料収入が想定を上回った場合に運営企業に最も大きな比率で利益配分するインセンティブが働くしくみであり、リスク分散を意識している点が評価された。 Dグループは、詳細な収支計画に税理士の意見書等を加えた堅実な計画に基づき、キャッシュフリーザーブ水準、内部収益率等も適正な水準としており、収益の下振れリスクによる収入の落ち込みへの対応策も明確にしている点が評価された。
リスク想定及び対策と事業継続性の担保	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、設計・建設段階における各社JVによる相互補完体制に基づきリスクの極小化を図っており、保険・予備費設定額・違約金への対応・事業継続性などリスク対応方法が具体的に検討されている点が評価された。 Bグループは、専門家の助言や各社の経験を生かして、個々のリスク全てに抑制策、対応策が検討されており、極めて実効性が高い点が評価された。 Dグループは、各業務を実施する企業が徹底したリスク要因の抽出と分析を実施してリスク抑制・対応策を検討し、専門家による対応体制が加わっておりリスク対応の実効性が高い点が評価された。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、県への報告体制が明示されている点が評価された。 Bグループは、事業者内部・外部によるダブルチェックに基づく、複層的なセルフモニタリングを実施する点が評価された。 Dグループは、代表企業を中心とするセルフモニタリング・複層的モニタリングを実施し、利用者の声の活用・公表、担当者のモチベーションを上げるための制度の提案が評価された。 いずれのグループも、モニタリングの方法・あり方については県とさらに協議して進める必要があるとの意見があった。
地域経済・社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> いずれのグループも、地域経済への貢献として、地元企業への発注や県産材の活用に積極的な計画が提案された。また、地域社会への貢献として、美術館の魅力を向上させるための具体的なノウハウに基づく方針が提案された。 Aグループは、地元企業への発注、地元雇用も一定程度確保しており、人材育成にも貢献する計画が評価された。 Bグループは、全ての地元企業がSPCへの出資を行うと同時に、地域と一緒に県内企業への発注、地元雇用、県産材の活用を提案しており、県内企業の技術開発・継承向上に資する点が評価された。 Dグループは、地元企業への発注、地元雇用の規模、県産品の使用も積極的に提案しており、県内企業の負担能力を考慮したバランスの取れた方針に基づいた地域貢献を提案した点が評価された。

2 設計・建設業務に関する事項

評価項目	審査講評
全体計画・取組方針	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、周辺の白壁土蔵群や打吹山等の山なみに調和する雁行した切妻屋根や、賑わいゾーンの1階への集約による各方向からのアクセスへの配慮により、倉吉の風景に溶け込み、誰もが気軽に訪れる事のできる設計が評価された一方、倉吉パークスクエア側に対して裏側となるイメージを与えることが懸念された。 Bグループは、大屋根の下に体験が立体的に展開する「ひろま」のコンセプトを実現するため、いつ来てもいろいろな発見があると思わせる複雑な空間による立体的回遊性、パークスクエアとの繋がりに配慮した東西方向の動線

	<p>計画、洪水等を考慮したレベル設定等の優れた平面計画に基づき、来館者が多様な経験をすることができ、周辺施設や地域との関係性がよく考えられている点が高く評価された。</p> <ul style="list-style-type: none"> Dグループは、外観をシンプルな形状とし、ガラスガーデンを中心に県民参加のワークショップなど幅広い用途に対応するフリースペースを1階に集中的に配置して回遊性に配慮した計画の順応性が評価された一方、主要出入口の視認性に課題があり、倉吉パークスクエア側に対して裏側のイメージを与えることが懸念された。
施設デザイン	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、縁をイメージした集成材を多用する特徴的な外観、内部の水平方向の回遊性に加え、とつとりらしさ・歴史・自然・文化・回遊性に配慮した施設デザインである点が評価された一方、外観はシンボリックではあるものの構造と独立した装飾的なものであり、長年維持管理する場合の負担が懸念された。 Bグループは、利用者の居心地に配慮し、大屋根の下に「ひろま」を中心にして展望テラス等の多様な機能を複雑に組み合わせて平面・断面双方の立体的回遊性に加えて多様性のある内部空間を提案し、来館者が何度も足を運びたくなる、永く親しまれることを重視した計画であることが高く評価された。 Dグループは、メッセージ性を有する分かりやすいデザイン構成に基づき、施設利用の柔軟性を備えた提案とした点が評価された。他方で、屋上庭園の水盤が下層の諸室に与える影響が懸念される計画であった。
独創性	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、跳ね屋根、まちの行灯などの具体的なイメージを具現化するCLTと張弦梁のハイブリッド構造による独創的なデザインを提案しており、とつとりの印象に合致している点が評価された。 Bグループは、周辺との関係性を捉えて美術館の利用しやすい敷居の低さと品格を備えた施設としての両立の実現を図っている点が高く評価された。 Dグループは、プロジェクションマッピングやLED演出照明により、建物外壁がスクリーンとなる建築とし、多彩な表情のファサードを生み出している点が評価された。
諸室計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、来館者ゾーンと職員ゾーンとを分け、来館者・美術品の動線を分かりやすくしている点が評価された。 Bグループは、回遊性があり、展示室を様々な規模で活用することができるなど多様な展示空間・利用方法を提案している点が高く評価された。 Dグループは、展示室が同一の階にまとめられて鑑賞が容易であり、各室間の動きが円滑であると同時に展示・作品の搬出入が容易となる点が評価された。
構造計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、外観の構造と対照的に、展示収蔵スペースは堅固な構造をしている一方で、展示室・収蔵庫の上に機械設備室を置く配置が懸念される意見があった。 Bグループは、ハイブリッド構造に基づき、収蔵・展示ゾーンの展開や来館者・職員双方の動線に配慮する積極的な提案が高く評価された。 Dグループは、各ゾーンの機能が明確に分離されたシンプルな構造計画であり、作品搬入動線についてもセキュリティに配慮した点が評価された。
設備計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、防災面への配慮として、災害時に備えた設備系統が明示されている点が評価された。

	<ul style="list-style-type: none"> Bグループは、収蔵エリアの上部に機械室や水廻りを配置せず収蔵品への影響を削減し、気象に配慮した形状による快適な環境の実現を目指す提案が高く評価された。 Dグループは、太陽光発電パネルの設置による電力消費量削減や、二重壁構造に基づく異なる温湿度条件への柔軟な対応など具体性のある点が評価された。
ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、段差のない床面の実現など具体的な配慮に基づいてユニバーサルデザインを目指す点が評価された。 Bグループは、シンプルな設計に基づき、多様な属性の来館者の鑑賞を想定したユニバーサルデザインを目指す点が評価された。 Dグループは、段差のない床面、多言語対応やハラル対応などユニバーサルデザインを目指す点が評価された。
経済性	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、空調負荷を抑え、居住性を確保しランニングコストの低減を図る提案が評価された。 Bグループは、日照を防ぐ屋根構造により省エネルギー性の高い長寿命な建物を実現する提案が高く評価された。 Dグループは、複雑な構造を避けた維持管理が容易な形状によりランニングコストが縮減される提案が評価された。
環境性	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、C A S B E E – S ランクの取得など建物の省エネルギー性の実現に加えて、県の在来種から選定した植栽計画を行う、地域生態系に配慮した計画が評価された。 Bグループは、S D G sへの配慮、C A S B E E – S ランクの取得、地中熱の熱源利用や、雨・雪に対応した屋根構造により高いエネルギー削減率を実現し、環境に配慮した計画が高く評価された。 Dグループは、倉吉の地下水・風・太陽光など自然を活かし、シンプルな構造により省エネルギー性のある設計を提案した点が評価された。
建設業務における提案	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、妥当な工期計画・管理を実現する点が評価された。 Bグループは、B I Mを活用した工期遵守に資する提案や、周辺への車輌経路、騒音に対する配慮がなされている点が評価された。 Dグループは、シンプルな形状・構造が工期遵守に与える効果や、周辺への車輌経路、騒音に対する配慮がなされている点が評価された。

3 維持管理業務に関する事項

評価項目	審査講評
建築物の機能・性能保持	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、30年間の長期計画により、具体的な維持管理業務体制が説明されている点が評価された。 Bグループは、維持管理体制の構築に加えて、迅速な修繕対応のための部品と技術者手配の体制が提案されている点が高く評価された。 Dグループは、事業期間内で電気料金を削減する具体的な計画や省エネルギー目標が明記されている点が評価された。
作品環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、防虫・防カビや被害拡大防止、詳細な記録作成、再発防止対策についての具体的な記述、文化財 I P Mの専門業者による被害発生時への対応が評価された。 Bグループは、防虫・防カビや空調の不具合に対する具体的対応を想定し、被害発生時の迅速な対応の提案が高く評価された。

	<ul style="list-style-type: none"> Dグループは、美術品等への影響を防ぐ点から、緊急時の対応について県側との体制に関する具体的な提案が評価された。
利用者の快適性	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、各室に設置した人数カウント兼用カメラにより来館者数を把握し、入館者が外気温度と館内温度の急激な変化を感じず、不快に感じないような空調調整の提案が評価された。 Bグループは、資格保有者による清掃体制、清掃頻度と実施時間帯の詳細な提案がなされており、利用者の快適性を実現する提案が評価された。 Dグループは、清掃を行う時間帯やマニュアルについて具体的に検討がなされており、利用者の快適性を実現する提案が評価された。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、防災・防犯・非常時対策について、美術館として求められる対策が詳細に検討されている点が評価された。 Bグループは、遠隔監視装置を設置して設備全体を常時監視し、具体的な防災・防犯・非常時対策が提案されている点が評価された。 Dグループは、防災・防犯・非常時対策について検討されている一方、屋上への夜間の出入りや休館日の利用などに懸念がある意見が出された。

4 運営業務に関する事項

評価項目	審査講評
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、旅行企画会社から統括マネージャーが常駐し、集客の面で特有の提案が行われている点が評価された。 Bグループは、他施設において実績のある統括マネージャー、芸術アドバイザーの登用を提案しており、マルチワーク体制の構想など組織マネジメントの充実の点で評価された。 Dグループは、旅行会社の経験を生かし集客目標を設定する運営体制や、アートのまちというプランディングの実現のため地域担当窓口を設置し、柔軟な対応が期待できる点が評価された。
展示・施設運営	<ul style="list-style-type: none"> いずれのグループも、学芸員との連携を重視しながら、独自の視点に基づいた展示・施設運営の具体的な戦略が提案されていた。 Aグループは、鳥取の工芸・地域の造形に言及し、ポップカルチャーを主力コンテンツ化する展開方法が評価された。 Bグループは、展覧会への子どもたちの集客プランが示されていること、他施設でのアウトリーチ活動などを通じて来館したことのない人も含めた県民意見を幅広く収集し、より良い運営を目指すことが評価された。 Dグループは、美術館活動を支える組織としての「とっとりアートコミュニティ」を立ち上げ、アートのまちを実現する具体的計画が検討されている点が評価された。
開館準備	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、建築美をテーマとしたワークショップ、工事現場見学会や内覧会、アートイベントにより県民の期待感を醸成する点が評価された。 Bグループは、県民クリエイターや友の会・ボランティアとの連携を想定、具体的な運営が建築の特性と整合している点が評価された。 Dグループは、旅行会社の経験を生かした運営基盤づくりやクラウドファンディング等の新たな試みにより開館準備段階から美術館のプランディング戦略を構築する姿勢が評価された。
広報・集客	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、旅行企画や総合人材サービスの視点から集客に効果的な広報戦略が期待できる点が評価された。

	<ul style="list-style-type: none"> Bグループは、ポップカルチャーに関するテーマ・事業を、展覧会以外にも複合的に組み合わせる拡がりが評価された。 Dグループは、地域とつながる組織を創設し、ＩＣＴを活用した来館者分析による認知率・訪問意欲を向上する試みが評価された。
--	---

5 その他特筆すべき提案に関する事項

評価項目	審査講評
レストラン・カフェに係る運営計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、地元食材を生かした地元レストランの出店を予定し、地域に密着した提案である点が評価された。 Bグループは、レストラン運営事業者・シェフを公募し、選考過程も県民参画とするなど美術館とともに育成していく一貫したコンセプトが評価された。 Dグループは、すでに運営事業者を想定しており、屋上庭園を活用するなどの具体的な独自の提案が評価された。
ミュージアムショップに係る運営計画	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、地元産品を生かしたミュージアムショップの出店を予定し、地域に密着した提案である点が評価された。 Bグループは、県内のクリエイターの作品を展示販売するなど、積極的にアート人材育成の場とする県民参画の姿勢が評価された。 Dグループは、美術館オリジナルグッズの開発・製作、人材配置など具体的に計画を検討している点が評価された。
自主事業・民間提案事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> Aグループは、ユニークベニュー利用者へのプランの企画・提案や、情報発信・誘致に関して具体的に提案している点が評価された。 Bグループは、地元と一体となって育つ美術館として、具体的かつ独自な提案を積極的に行っている点が評価された。 Dグループは、美術館独自の魅力的な観光ツアーやイベントを提案している点が評価された。
重点対話への取組み・提案全般に対する魅力	<ul style="list-style-type: none"> いずれのグループも、重点対話を通して具体的な提案に向けた説明を行い、「県民立美術館」を実現するための最大限の協力姿勢がみられた。 Aグループは、具体性の高い提案により、実現可能性が意識できる点が評価された。 Bグループは、設計・建設と維持管理・運営の双方が相互に整合した提案がなされた点が評価された。 Dグループは、事業提案書や県民参加型公開プレゼンテーションで一貫して丁寧な説明を行った点が評価された。

6 総評

本事業は、鳥取県立博物館が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、こうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場である美術館づくりをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」と、県内美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益を鳥取県の全域にわたって等しく享受できる環境づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役

割を展開していくことに加えて、すべての来館者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくことが求められる、非常に難度の高い事業となります。

加えて、設計業務、建設業務、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務のすべての業務を含む美術館のPFI事業は、全国初の取組みであり、提案に当たっては、本事業の特性を十分に理解して、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりやまちづくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現するための質の高い提案が期待されたところです。

今回、本事業に対して提案をいただいた3つのグループからは、これまでの豊富な実績・経験に基づく広範囲かつ高度な能力やノウハウを最大限に活用され、美術館運営に留まることなく地域振興施策等、様々な視点で、積極的な提案をしていただきました。

また、事業者選定の過程では、県学芸員等と複数回の非常に有意義な重点対話を行っていただくとともに、県民が参加する県民参加型公開プレゼンテーションにご協力いただきなど、これまでにない鳥取県独自の事業者選定プロセスにご協力いただき、審査会として改めて厚くお礼申し上げます。

各グループともに非常に意欲的な提案をいただき、優劣をつけることが大変難しく、どのグループの提案も、鳥取県が策定している基本計画の実現が大いに期待される提案内容がありました。その中でも、Bグループの提案は、回遊性の高い優れた平面計画とデザイン、バランスの取れた構造や設備、収蔵する美術品の保全に不可欠な空調管理など維持管理体制が具体的に構築され、また、社会教育施設である美術館の特性を理解し、美術館運営上の様々な事象や対策が詳細に検討されており、さらに、県や県民との対話・協力を重視して、「未来を『つくる』美術館」を掲げた基本計画を具現化する姿勢は、多くの人々が繰り返し足を運び親しまれる「県民立美術館」の実現を達成するものとして高く評価され、同グループを、最優秀提案者として選定しました。

なお、「Aグループ」の提案は、県産材を多用し、鳥取県ゆかりの仮屋や絢を取り入れたコンセプトを基に、周辺の白壁土蔵群や山なみとの調和を考えた、美術館設計実績の豊富な世界的建築家による独創的な設計と魅力のある意匠が特に印象的でした。また、「Dグループ」の提案は、美術館運営に関して、デジタル表現を活用した提案が随所に見受けられ、新しい美術館をめざしながら、公共施設におけるホスピタリティとコンシェルジュマインドの重要性を強調している点が特に印象的でした。

今後、最優秀提案者として選定された「Bグループ」が、県と十分に協議し、本審査会に示された具体的な提案内容を確実に行うことでの事業の目的が達成されることを期待しますが、その際は、次の点についてしっかりと配慮されることを強く要望します。

- (1) 地域の住民・関係者を含む県民や美術館の県学芸員等との幅広で継続的な協議と、その協議を踏まえた柔軟な対応
- (2) 事業期間を通して、安定的かつ持続的な美術館運営を維持、推進するための具体的な運営戦略の検討・実施
- (3) 社会教育施設である県立美術館が本来有する機能・使命の実現と、賑わいの創出

のためのまちづくりや地域活性化への貢献を両立するための詳細な事業・活動計画の実施

本事業の実施にあたっては、県と最優秀提案者双方のこれまでの経験とノウハウを組み合わせた良好な連携のもと、県民と一緒にした取組みを行うことで、新しい美術館に対する地域・県民の多様なニーズを的確に把握・反映した質の高い公共サービスの提供を実現するために尽力されることを強く期待します。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、鳥取県立美術館整備運営事業を実施する事業者を選定したので、法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

令和 2 年 2 月 6 日

鳥取県知事 平井 伸治

記

1 事業概要

1 事業名称

鳥取県立美術館整備運営事業

2 本事業の基本方針等

（1）本施設の基本方針

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の 3 分野を有する総合博物館として昭和 47 年 10 月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営してきた。

一方、開館から 40 数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成 29 年 3 月に「鳥取県立美術館整備基本構想」（以下「基本構想」という。）が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ鳥取県立美術館整備基本計画（以下「基本計画」という。）が、平成 30 年 7 月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、こうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できる環境づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークペニーなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI方式により実施しようとするものである。

(2) 本施設の法的位置づけ

- 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年7月4日条例第5号）により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める公の施設として設置する。
- 博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針である。

(3) 本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「未来を『つくる』美術館」であり、いろんな「つくる」で「とっとりのアート」の「むかし」「いま」そして「みらい」をつむぐことを目指しており、美術館の基本的性格は以下のとおりとなる。

- 人を「つくる」：～さまざまひととともに成長する美術館に～
- まちを「つくる」：～まちや地域とつながり、まちとともに成長する美術館に～
- 県民が「つくる」：～県民の手による県民が身近に感じられる美術館を～

4. 事業の内容

(1) 施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-12 外

敷地面積：17,983 m² ※令和元年12月5日現在

延床面積：9,910 m² (予定) ※基本計画策定時

開館年度：令和6年度中（予定）

（2）事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式（BT0：Build-Transfer-Operate）とする。

（3）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月31日までとする。

（4）事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。

1. 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務から構成される。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 備品等調達・設置業務
- (カ) 補助金等申請補助業務

イ 開館準備業務（県と協同して実施）

- (ア) 開館までの施設の維持管理業務
- (イ) 事務所及び収蔵品等移転に関する業務
- (ウ) プランディング業務
- (エ) 開館前の集客促進業務
- (オ) 展覧会開催準備業務
- (カ) 開館後の施設貸出等業務
- (キ) その他運営に関する業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- (イ) 建築設備保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- (ウ) 施設設備等保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- (エ) 修繕業務
- (オ) 清掃業務（展示ケース内に展示物がない場合の展示ケース内を含む。）
- (カ) 警備業務
- (キ) 環境衛生管理業務

エ 運営業務（県と協同して実施）

- (ア) 利用者対応業務
 - ・ 利用者案内等
 - ・ 施設の貸出等

- (イ) 学芸業務
 - ・ 収蔵に関する業務
 - ・ 常設展示に関する業務
 - ・ 企画展示に関する業務
 - ・ 教育普及に関する業務
 - ・ 地域等との連携・協力に関する業務
- (ウ) 集客促進業務
- (エ) その他運営に関する業務
- (オ) 運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業）
 - ・ ミュージアムショップ運営
 - ・ 飲食施設運営

ii 任意事業

事業者は、上記以外にも事業者が自らの裁量で実施する自主事業を実施することができるものとする。

また、本事業のうち県が実施する主な業務は、以下のとおりである。

ア 設計・建設業務

- (ア) 補助金等申請業務

イ 開館準備業務

- (ア) 事務所及び収蔵品等移転業務
- (イ) 展覧会開催準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 清掃業務（収蔵庫内、美術品が展示されている場合の展示ケース内）
- (イ) 環境衛生管理業務（IPMの総責任）

エ 運営業務

- (ア) 学芸業務
 - ・ 収蔵業務
 - ・ 調査・研究業務
 - ・ 常設展示業務
 - ・ 企画展示業務
 - ・ 教育普及業務
 - ・ 地域等との連携・協力業務

(5) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

事業契約の締結	令和2年3月
本施設の完成引渡	令和6年3月
開館（供用開始）	令和6年度中

事業期間	事業契約締結日	～ 令和 22 年 3 月
設計期間	事業契約締結日	～ 令和 3 年 9 月
建設期間	令和 3 年 10 月	～ 令和 6 年 3 月
開館準備期間	事業契約締結日	～ 開館（供用開始）日の前日
維持管理期間	完成引渡日	～ 令和 22 年 3 月
運営期間	開館（供用開始）日	～ 令和 22 年 3 月
指定管理期間	開館（供用開始）日	～ 令和 22 年 3 月

II 事業者選定に係る手続き

1 募集及び選定方法

本事業の落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、審査は「鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書」及び「鳥取県立美術館整備運営事業落札者決定基準」に基づき、入札参加資格確認と提案審査の二段階に分けて実施した。

提案審査のうち加点審査及び価格審査については、審査会が審査を行い、最優秀提案を選定したうえで、県は、審査会の選定結果を踏まえ、落札者を決定した。

2 落札者の決定までの経緯

落札者の決定までの主な経緯は以下のとおりである。

日程	内容
平成30年11月20日	第1回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
平成31年2月12日	第2回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
3月19日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
3月28日	実施方針等説明会の開催
4月26日	実施方針等に関する質問・意見への回答
令和元年6月6日	第3回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
7月17日	特定事業の選定・公表
7月23日	【調達公告】 鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等の公表
8月9日	入札説明書等に関する質問への回答（第1回目）
8月21日	入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）
8月23日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付締切
8月27日	入札参加資格確認結果の通知
9月9日、10日	重点対話（第1回）
10月3日、4日	重点対話（第2回）
11月29日	入札書及び提案書の受付締切
12月17日	第4回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
令和2年1月9日	第5回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業） 県民参加型公開プレゼンテーション・事業者ヒアリング
1月10日	第6回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
1月15日	落札者決定の公表
2月4日	第7回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業） (書面評決)
2月6日	審査講評、客観的評価の結果の公表

III 落札者の決定

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）は、鳥取県立美術館整備運営事業落札者決定基準に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案を選定した（「鳥取県立美術館整備運営事業審査講評（令和2年2月6日公表）」参照）。本県は、審査会の選定結果を踏まえ、「大和リース株式会社山陰営業所を代表企業とするグループ」を落札者として決定した。

【入札参加者の構成】

(入札参加表明書提出順)

三菱UFJリース株式会社を代表企業とするグループ	代表企業	三菱UFJリース株式会社
	構成員	大成建設株式会社 株式会社白兎設計事務所 大和建設株式会社 東京ビジネスサービス株式会社 株式会社近畿日本ツーリスト関西 株式会社パソナグループ 株式会社日ノ丸総本社 日ノ丸自動車株式会社
	協力企業	株式会社隈研吾建築都市設計事務所 株式会社アド近鉄 田中工業株式会社
大和リース株式会社山陰営業所を代表企業とするグループ	代表企業	大和リース株式会社山陰営業所
	構成員	株式会社竹中工務店広島支店 株式会社懸樋工務店 株式会社丹青社 アクティオ株式会社大阪支店 三菱電機ビルテクノサービス株式会社中国支社 セコム株式会社 富士綜合警備保障株式会社 山陰リネンサプライ株式会社
	協力企業	株式会社槇総合計画事務所
株式会社大林組を代表企業とするグループ	代表企業	株式会社大林組
	構成員	株式会社高野組 株式会社金田工務店 株式会社NTTファシリティーズ 株式会社ワールドインテック 株式会社シセイ堂デザイン
	協力企業	株式会社佐藤総合計画 株式会社乃村工藝社 株式会社桑本建築設計事務所 株式会社キュレイターズ 株式会社山陰放送 株式会社JTB 株式会社チュウブ 鳥取瓦斯株式会社

IV 落札価格

落札者として決定した「大和リース株式会社山陰営業所を代表企業とするグループ」の入札価格は以下のとおりである。

14,265,981,372円（消費税及び地方消費税を含む）

V 落札者の提案により期待される効果

落札者の提案は、本事業に関して、民間事業者としての創意工夫が大いに發揮されたものであり、基本計画の実現ひいては良質な公共サービスの提供がもたらされることが期待される。

また、落札者の入札価格に基づき、県が従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した結果、県の財政負担額は、PFI 方式で実施することにより、10%を超える縮減効果を見込むことができる。

